

いきいきパートナーシップ しもすわ

～ともにつくる活力ある未来～



第7次下諏訪町男女共同参画計画

(令和8年度～令和12年度)

長野県下諏訪町

男女共同参画社会の 実現をめざして



令和8年4月

下諏訪町長 宮 坂 徹

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと関係性	2
3 計画策定の背景	3
4 最近の関係法制度の整備状況	7

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	8
2 基本目標	8
3 計画の体系	9

第3章 計画の内容

目標I 男女共同参画に向けた意識の確立・基盤整備	10
目標II あらゆる分野における男女共同参画の推進	14
目標III 安心・安全な暮らしの実現	20

第4章 推進に向けて 25

資料編

下諏訪町の人口の推移	26
男女共同参画に関する意識調査結果	26
計画づくりに携わっていただいた皆様	52

第1章 計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨

下諏訪町では、平成8（1996）年に「下諏訪町女性行動計画」を策定して以来、令和3（2021）年に策定した「第6次下諏訪町男女共同参画計画 いきいきパートナーシップしもすわ～ともにつくる活力ある未来VI～」まで長期にわたり国際社会の動向やそれを踏まえた国や県の動きと連動して、男女共同参画社会の実現に取り組んでまいりました。また、平成16（2004）年4月には、男女を問わずこどもからお年寄りまで全員参加による地域社会づくりを目指して「下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例」を制定しました。

こうした中、人口減少や少子高齢化をはじめとした社会情勢の変化に伴い、人々の考え方や働き方、価値観が多様化しています。このような変化に対応していくため、誰もが共に支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの持つ個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現がより一層重要な課題となっており、平成27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定されるなど、女性の活躍に向けた取組みを推進していくことも求められています。

また、平成27（2015）年9月には国連サミットでSDGs「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals）が採択され、17あるゴールのうちゴール5には「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」として日本だけでなく世界全体が目指すべきゴールが定められています。

さらに、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻等、複雑化、多様化、複合化しており、令和4（2022）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）が制定されるなど、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が求められています。

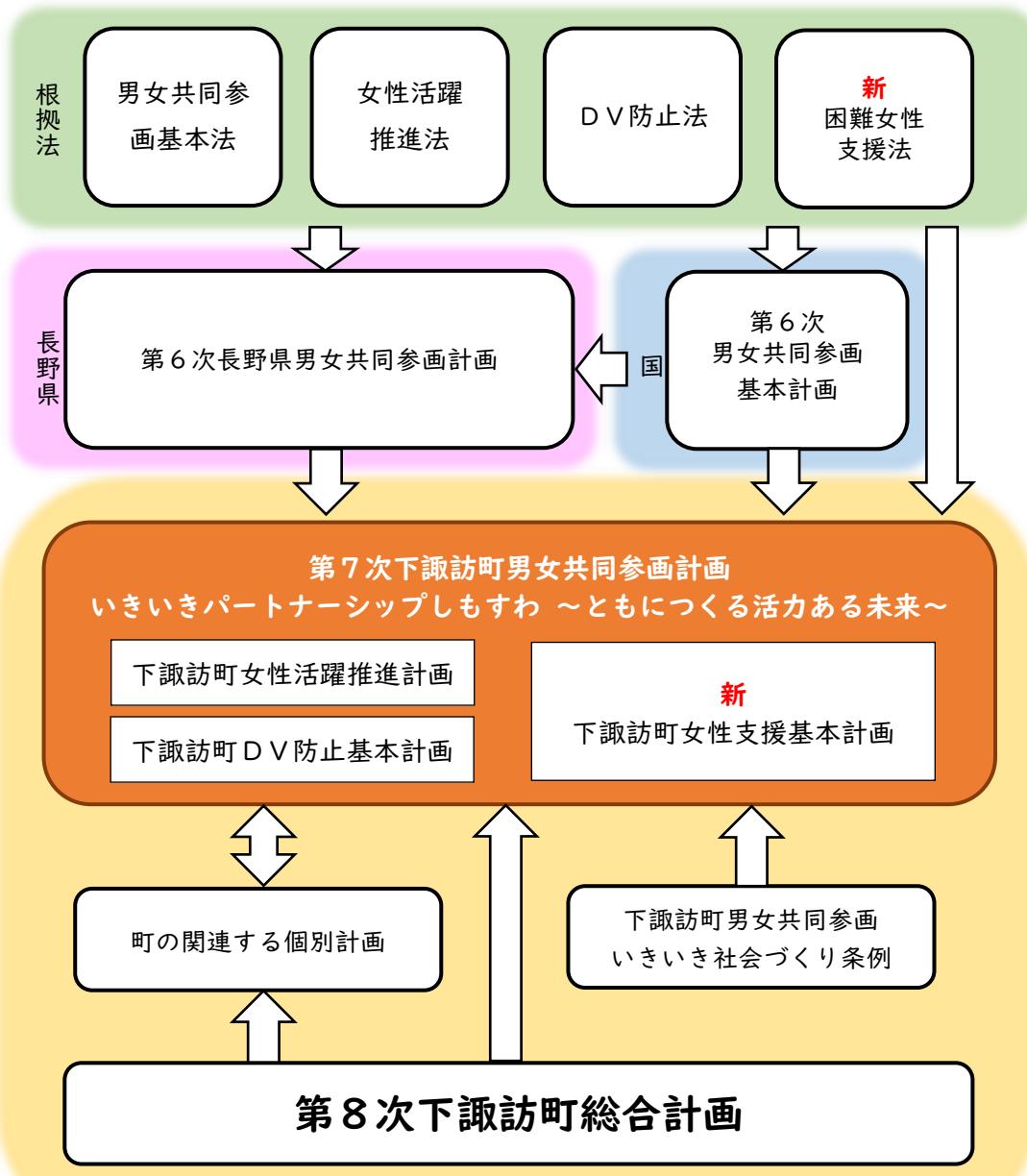
しかし、現在も性別による固定的な役割分担意識が残っており、あらゆる分野における男女格差を示す日本のジェンダーギャップ指数は、世界各国の中でも低い水準にとどまっています。そのため、家庭と仕事・地域活動の両立やジェンダー平等な社会、ライフスタイルの多様化への対応、困難を抱える方への支援等、早急に取り組んでいかなければなりません。

令和8（2026）年3月をもって計画期間が満了となる「第6次下諏訪町男女共同参画計画 いきいきパートナーシップしもすわ～ともにつくる活力ある未来VI～」の取組みや実績を継承し、最近の社会情勢や国及び県の男女共同参画計画等を踏まえ、令和8（2026）年4月1日から令和13（2031）年3月31日までの5か年計画として「第7次下諏訪町男女共同参画計画 いきいきパートナーシップしもすわ～ともにつくる活力ある未来～」を策定します。



2 計画の位置づけと関係性

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例」第11条に基づく、男女共同参画の推進に関する「市町村男女共同参画計画」と位置づけます。
- (2) この計画は、町政の総合的な行政運営の指針である「第8次下諏訪町総合計画」の第5章思いやりの心をもち、うるおいと安らぎのある住みよいまちにおける個別計画と位置づけます。
- (3) 本計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく【下諏訪町女性活躍推進計画】、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。) 第2条の3第3項に基づく【下諏訪町DV防止基本計画】、「困難女性支援法」第8条第3項に基づく【下諏訪町困難女性支援基本計画】と位置づけます。



3 計画策定の背景

►世界の動き

昭和50年 (1975年)	国際連合は「国際婦人年」を提唱し、メキシコシティで史上初の世界女性会議を開催しました。そこで「世界行動計画」を採択し、1976年から1985年までを「国連婦人の10年」と定めて、女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動を本格的に開始しました。
昭和54年 (1979年)	国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が採択されました。この条約は、あらゆる分野における性による差別の禁止と差別撤廃に必要な法的措置を講じるとともに、法制度だけでなく、慣習や慣行等個人の意識も変革するよう求めています。
昭和60年 (1985年)	「国連婦人の10年」を締めくくる第3回世界女性会議がナイロビで開催されました。「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」(ナイロビ将来戦略)が採択され、各国が取り組むべき施策の指針が示されました。
平成7年 (1995年)	北京で第4回世界女性会議が開催され、「女性の権利は人権である」とうたわれた「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。
平成12年 (2000年)	国連特別総会「女性2000年会議」が国連本部で開催され、「成果文書」と「政治宣言」が採択され、男女共同参画の推進は、国際的な大きな流れとなりました。
平成17年 (2005年)	国連本部で開催された、第49・54回国連婦人の地位委員会では、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の内容を再確認し、完全実施に向けた一層の取組みを国際社会に求める内容の宣言が採択されました。
平成22年 (2010年)	第56・58回国連婦人の地位委員会では、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されました。
平成24年 (2012年)	第56・58回国連婦人の地位委員会では、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されました。
平成26年 (2014年)	第56・58回国連婦人の地位委員会では、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されました。
平成27年 (2015年)	2001年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2016年から2030年までに達成する国際目標として、SDGs「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)を掲げています。このSDGsは、17のゴール、169のターゲットで構成され、「17のゴールの中に「5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」と掲げられています。
令和元年 (2019年)	G20大阪サミットでは、男女平等と女性のエンパワーメントの重要性を強調する大阪首脳宣言が採択されました。
令和5年 (2023年)	G7男女共同参画・女性活躍担当大臣会合では、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントに関する共同声明がとりまとめられました。

►日本の動き

昭和50年 (1975年)	第1回世界女性会議で採択された「世界行動計画」を国内施策に取り入れるため、「婦人問題企画推進本部」が総理府内に設置されました。
昭和52年 (1977年)	向こう10年間の女性の地位向上のための目標が明らかになった「国内行動計画」が策定されました。
昭和60年 (1985年)	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の制定、家庭科の男女共修等の国内法等の整備を進め、女子差別撤廃条約が批准されました。
昭和62年 (1987年)	ナイロビ将来戦略を受けた、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。
平成6年 (1994年)	「男女共同参画推進本部」「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」が設置され、国 の推進体制が整備されました。
平成8年 (1996年)	第4回世界女性会議の「行動綱領」等を踏まえ、新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。
平成11年 (1999年)	男女共同参画社会の実現に向け「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この基本法では、男女共同参画社会の形成を21世紀の最重要課題に位置付け、その実現に向けての国・地方公共団体及び国民の責務と施策の基本となる事項等について明らかにしています。
平成12年 (2000年)	「男女共同参画社会基本法」に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、今後実施する施策の基本的方向や具体的施策の内容が示されました。
平成17年 (2005年)	「第2次男女共同参画基本計画」が策定されました。特に重点的に取り組む事項として、2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野の取組みを推進すること等が盛り込まれました。
平成22年 (2010年)	「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。「男性、こどもにとっての男女共同参画」等の15の重点分野が掲げられ、それぞれの重点分野に「成果目標」が設定されました。
平成27年 (2015年)	「女性活躍推進法」が制定され、世代を超えた男女の理解の下、実効性のある取組みを進めるため「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。
平成28年 (2016年)	誰もが、家庭・職場・地域のあらゆる場で活躍できる、全員参加型の一億総活躍社会を実現するとした「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。
令和2年 (2020年)	「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。
令和7年 (2025年)	多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、「男女雇用機会均等法」が改正されました。また、情報公表義務化の対象拡大等により、「女性活躍推進法」が改正されました。

►長野県の動き

昭和55年 (1980年)	長野県における婦人の現状と課題を明らかにし、課題解決のための望ましい施策等の方向を示した「長野県婦人行動計画」(第1次)が策定されました。
昭和61年 (1986年)	婦人行動計画の成果を評価検討し、国の動向等を踏まえて、新たに婦人行政の施策の指針となる「新長野県婦人行動計画」(第2次)が策定されました。
平成3年 (1991年)	新長野県婦人行動計画の基本的な考え方を継承し、さらに発展させて男女共同参加型社会の形成をめざすため、「さわやか信州女性プラン」(第3次)が策定されました。
平成8年 (1996年)	さわやか信州女性プランの基本的な考え方をさらに発展させ、男女共同参画社会を形成していくために「信州女性プラン21」(第4次)が策定されました。
平成13年 (2001年)	男女共同参画社会の形成を促進するため、「パートナーシップながの21」(第1次長野県男女共同参画計画)が策定されました。
平成14年 (2002年)	「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。
平成18年 (2006年)	「パートナーシップながの21」の成果や課題等を踏まえ、「第2次長野県男女共同参画計画」が策定されました。
平成23年 (2011年)	「第3次長野県男女共同参画計画」が策定されました。
平成28年 (2016年)	「第4次長野県男女共同参画計画」が策定されました。 長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」が開設されました。
令和2年 (2020年)	長野県就業促進・働き方改革「基本方針」と「アクションプラン」が策定されました。
令和3年 (2021年)	「第5次長野県男女共同参画計画」が「長野県女性活躍推進計画」と一体的に策定されました。また、「第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」が策定されました。
令和5年 (2023年)	「長野県パートナーシップ届出制度」が制定され、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであるお二人が、お互いを人生のパートナーとするとの証明を持てるようになるほか、サービスを受けられる場面が増えました。また、女性の職業生活における活躍の推進に向けて、情報や課題の共有、意識改革や行動変容につなげるため、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会」が発足しました。
令和6年 (2024年)	「長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」が策定されました。

►下諏訪町の動き

平成4年 (1992年)	国に先駆けて 女性活動懇談会 を設置し、女性行動計画についての研究を行い、「下諏訪町にも女性行動計画が必要である」と計画策定を町に要望しました。
平成6年 (1994年)	女性行動計画策定委員会 を設置し、策定作業を行いました。
平成8年 (1996年)	「 下諏訪町女性行動計画 」を策定し、①よりよい男女共生社会をめざす人づくり、②男女共同に基づく家庭づくり、③女性いきいき社会参加の環境づくり、④女性の健康いきいき環境づくり、⑤生きがいのある福祉社会の環境づくりの5つを重点課題として施策に取り組むこととしました。
平成13年 (2001年)	「 下諏訪町男女共同参画計画 」を策定しました。
平成16年 (2004年)	4月1日に「 下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例 」が施行したことにもない、「 下諏訪町男女共同参画計画改訂版 」を発行しました。
平成18年 (2006年)	「 第3次下諏訪町男女共同参画行動計画 」を策定しました。
平成23年 (2011年)	「 第4次下諏訪町男女共同参画行動計画 いきいきパートナーシップしもすわ～ともにつくる活力ある未来IV～ 」を策定しました。
平成27年 (2015年)	「 第5次下諏訪町男女共同参画計画 いきいきパートナーシップしもすわ～ともにつくる活力ある未来V～ 」を策定しました。 「女性活躍推進法」に基づき、女性職員の活躍のための計画「 特定事業主行動計画 」を策定しました。
平成28年 (2016年)	9月16日、事業者や管理職等が、従業員や部下の仕事と家庭の両立を支援していくことを宣言する「 イクボス・温かボス宣言 」を諏訪地域で初めて宣言しました。また、平成29年度には宣言対象を係長職まで拡大しました。
令和2年 (2020年)	「 第6次下諏訪町男女共同参画計画 いきいきパートナーシップしもすわ～ともにつくる活力ある未来VI～ 」を策定しました。
令和3年 (2021年)	従来計画の取組状況を踏まえ、各種取組をより一層推進するため、「 第2次特定事業主行動計画 」を策定しました。

4 最近の関係法制度の整備状況

平成25年 (2013年)	「DV防止法」について、一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。
平成26年 (2014年)	パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようするため、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)が改正されました。
平成27年 (2015年)	女性が職業生活において、その希望に応じて十分に個性と能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性活躍推進法」が制定されました。
平成28年 (2016年)	介護休業・育児休業を取得しやすくするため「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」という。)が改正されました。
平成30年 (2018年)	働き方改革を総合的に推進するため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(働き方改革推進法)が制定されました。 政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。
令和元年 (2019年)	「女性活躍推進法」が改正され、一般事業主行動計画の策定及び女性の活躍に係る情報公表項目に関する義務対象が拡大されました。 セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化を目的として、「男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法(パワハラ防止法)」が改正されました。
令和4年 (2022年)	「女性活躍推進法」が改正され、情報公表項目に「男女の賃金の差異」が追加されたほか、公表対象の事業所が拡大しました。また、従来の枠組みでは対応しきれなかった、経済的・社会的困窮の視点も含めた、多様かつ複雑な問題を抱える女性への支援拡充のため、「困難女性支援法」が制定されました。
令和5年 (2023年)	性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)が制定されました。

第2章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

この計画では、「下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例」の6つの基本理念に基づき、男女共同参画社会を実現するための環境づくりを推進していきます。

1 人権の尊重

性別等による差別をされず、誰もがそれぞれの持つ個性や能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重されること。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な性別役割分担等に基づいた習慣を見直し、誰もが活躍できること。

3 家庭生活と他の活動の両立

誰もが互いの協力と社会の支援の下に、家事、子育て、介護等家庭における責任及び役割を果たすことができるとともに、その他のあらゆる社会生活との両立ができること。

4 政策等の立案及び決定の場への共同参画

政策、方針等の立案の場、決定の場において、誰もが対等に参画できること。

5 生涯にわたる心と体の健康

誰もが性への理解を深め、生涯にわたる性及び妊娠・出産等健康について自らの意思が尊重され、心身の健康が維持されること。

6 國際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画社会づくりには、国際社会における取組みが反映されること。

2 基本目標

計画の推進にあたっては、最近の社会情勢やこれまでの計画を総括するなかで、これから町が主体的に取り組むべき課題として、以下の3点に基本的視点を置き、考え進めています。

基本目標

- I 男女共同参画に向けた意識の確立・基盤整備
- II あらゆる分野における男女共同参画の推進
- III 安心・安全な暮らしの実現

3 計画の体系

目標Ⅰ 男女共同参画に向けた意識の確立・基盤整備

方針1

男女共同参画をめざす意識
づくり

- 施策1 家庭や地域等に対する固定的意識解消に
向けた普及・啓発
- 施策2 こども・教職員等に対するジェンダー平等
を推進するための普及・啓発
- 施策3 性の多様性を踏まえた施策の推進

方針2

男女共同参画推進のための
基盤整備

- 施策1 ジェンダー主流化の具体化
- 施策2 多様な主体との協働・推進体制の充実

目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

方針1

男女共同参画の推進による豊か
な社会づくり

- 施策1 政策・方針決定過程への多様な人材の参画
推進
- 施策2 防災をはじめとした地域活動への多様な
人材の参画推進

方針2

職業生活における男女共同
参画の推進
【下諏訪町女性活躍推進計画】

- 施策1 いきいき活躍できる職場環境の整備
- 施策2 ワーク・ライフ・バランスの一層の推進

目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

方針1

あらゆる暴力の根絶と様々
な困難を抱える女性の支援
【下諏訪町DV防止基本計画】
【下諏訪町女性支援基本計画】

- 施策1 暴力の根絶と犯罪等の防止
- 施策2 関係機関との連携による支援体制の強化

方針2

誰もが健やかに暮らせる
環境づくり

- 施策1 生活基盤の整備と支援
- 施策2 高齢者や障がいのある人の社会参画の
推進
- 施策3 生涯を通じた心身の健康支援

第3章 計画の内容

目標 I 男女共同参画に向けた意識の確立・基盤整備

►現状と課題

男女共同参画に向けた意識は徐々に広まりつつあり、令和6年度に町が実施した男女共同参画についての町民意識調査（以下「町民意識調査」という。）の結果では、「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定する考えについて、「賛成」と答えた割合は19.64%、「反対」と答えた割合は69.07%でした。前回調査を実施した令和2年度と比較し、性別によって役割を固定する考えについて、「反対」と答えた割合は増加しています。

しかし、男女の立場の平等感について、「男性が優遇されている」と回答した人の割合は前回調査とほとんど変わっておらず、慣習や政治、法律・制度においては微増しています。また、今回新たに設けた「社会全体」の項目では、7割以上が「男性が優遇されている」と回答しています。

性別によって役割を固定することに反対していても、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）により、男女共同参画の妨げとなる言動を気付かずに入っている人が多くいることがうかがえます。このため、アンコンシャス・バイアス解消に向けた意識改革を進める必要があります。

また、性別だけでなく、ジェンダー、年齢、国籍、文化、障がいの有無、価値観等の違いによらず、誰もがいきいきと暮らせる社会となるよう、家庭・学校・職場・地域等において、普及・啓発活動を進めることが重要です。

- 「男は仕事・女は家庭」という性別によって役割を固定する考え方（固定的性別役割分担意識）について、あなたはどう思いますか？

【令和元年度】



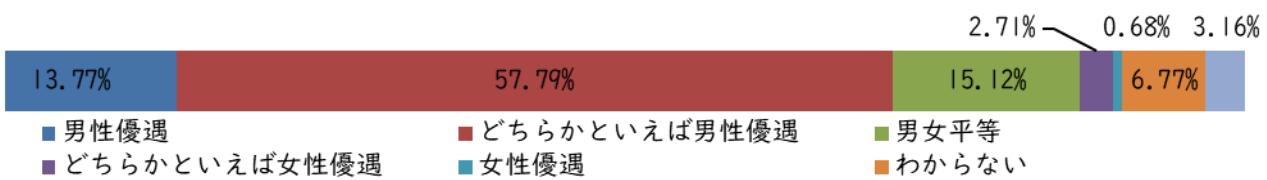
【令和6年度】



→前回調査時と比べ、（どちらかといえば）反対と回答した割合は、12.38 ポイント増加しています。

- あなたは男女の立場についてどのように感じていますか？

【社会全体】



方針Ⅰ 男女共同参画をめざす意識づくり

○施策Ⅰ 家庭や地域等に対する固定的意識解消に向けた普及・啓発

広報誌やしもすわインフォ等による情報発信、男女共同参画セミナー等による啓発を通じて、固定的性別役割分担意識の払拭やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）等の解消を図ります。

事業の内容	所管課
男女共同参画に関する情報発信を広報誌やしもすわインフォ等により実施します。	総務課 関係各課
男女共同参画について理解を深めるためのセミナーの情報周知や町としての学習会の開催を企画します。 ☆下諏訪町男女共同参画セミナーの開催（総務課）	総務課 関係各課
あらゆる団体等が、男女共同参画を念頭に置いて活動できるよう、学習の場や情報・意見交換会の場の提供を行います。 ☆下諏訪町職員出前講座「まちづくりおでかけトーク」（総務課）	総務課 関係各課
男女共同参画に関する図書・映像資料等を紹介します。 ☆男女共同参画週間（6／23～29）に合わせた、町図書館での男女共同参画に関する啓発パネル展、関連本紹介の実施（総務課・教育こども課）	総務課 教育こども課 関係各課
男女共同参画に関する研修の情報提供や講師紹介を行います。	総務課 関係各課

☆：具体的事業

○施策Ⅱ こども・教職員等に対するジェンダー平等を推進するための普及・啓発

発達段階に応じた教育や情報提供を行うほか、指導する教職員等の理解を深めるための研修を行い、性別等によらず誰もがのびのびと個性や能力を発揮できる環境づくりを推進します。

事業の内容	所管課
性別等によらない教育を一層充実させます。	教育こども課 関係各課
発達段階に応じた啓発を実施します。 ☆保育園児や小学生を対象とした、人権に関する人形劇の開催（住民環境課） ☆保健師、養護教諭による中学校における「SOSの出し方教育」の実施（保健福祉課）	住民環境課 保健福祉課 関係各課
教職員等を対象とした男女共同参画の研修を行います。	教育こども課
【再掲】男女共同参画等に関する図書・映像資料等を紹介します。 ☆男女共同参画週間（6／23～29）に合わせた、町図書館での男女共同参画に関する啓発パネル展、関連本紹介の実施（総務課・教育こども課）	総務課 教育こども課

○施策3 性の多様性を踏まえた施策の推進

「男性」「女性」という二通りではなく、一人ひとり性のあり方は異なり、「ありのままがあたりまえ」であるという考え方を周知啓発し、誰もが差別や偏見、生きづらさを抱えず、尊重される環境づくりを目指します。



事業の内容	所管課
多様な性のあり方についての情報発信を広報誌やしもすわインフォ等により実施します。	総務課 関係各課
多様な性のあり方について理解を深めるための県等によるセミナーの情報周知や町としての学習会の開催を企画します。	総務課 関係各課
多様な性のあり方に関する図書・映像資料等を紹介します。 ☆男女共同参画週間（6／23～29）に合わせた、町図書館での男女共同参画に関する啓発パネル展、関連本紹介の実施（総務課・教育こども課）	総務課 教育こども課

SOGIE（ソジー／性の多様性）とは？

誰もが持っている性の要素です。生まれた時からだの特徴のほか、3つの要素の組み合わせによって、一人ひとりの性の在り方が決まると考えられています。

Sexual Orientation	Gender Identity	Gender Expression
好きになる性（性的指向）	自分の思う性（性自認）	あらわす性（性表現）
どんな性別の人を好きになるか、ならないか	自分のことを女だと思う、男だと思う、どちらでもある、どちらでもない 等	どんな服を着るか、どんな髪型をするか、自分を何と呼ぶか（わたし、ぼく、おれ） 等

一人ひとりのSOGIEはグラデーション。3つの要素について、どこにいると感じるか、どれくらい強く感じるか、人それぞれです。

LGBTQ+（エルジービーティーキュープラス／性的マイノリティ）とは

SOGIEが多くの人と異なる人たちを「LGBTQ+」と呼びます。10人弱に1人（8%）の方がLGBTQ+とも言われています。

一人ひとりに性のあり方があり、LGBTQ+の人だけではなく、すべての人が多様な性の当事者です。

同性が好きレズ：L／ゲイ：G、同性も異性も恋愛対象になるバイセクシャル：B、生まれた時に決められた性に違和感があるトランスジェンダー：T、自分の性が分からない、決めたくないクエスチョンング：Q、それ以外の多様な性：+

アウティングは絶対にダメ！

本人の同意なく、第三者に「その人がLGBTQ+である」ことを暴露することを「アウティング」といいます。アウティングにより、本人が居場所を奪われ、自殺に追い込まれることもあるので、絶対にしてはいけません。

SOGIEハラスメント（ソジハラ）は絶対にダメ！

アウティングやSOGIEに関する差別や嫌がらせを「ソジハラ」といいます。2020年6月から事業主に対し、防止対策が義務付けられているパワハラにソジハラが含まれています。

方針2 男女共同参画推進のための基盤整備

○施策1 ジェンダー主流化の具体化

あらゆる分野におけるジェンダー平等の実現及びジェンダー・ギャップの解消を図るため、男女それぞれが抱える課題やニーズを踏まえながら、すべての施策や事業にジェンダー平等の視点を取り入れ、立案・実施していく「ジェンダー主流化」の浸透及び実践を推進します。

事業の内容	所管課
町職員の意識改革を図り、男女共同参画社会を実現するため、各課に「下諏訪町役場男女共同参画推進会議委員」を任命します。	総務課
男女共同参画のよりよい社会づくりをめざして、男女共同参画に関する施策の総合的な企画とその推進に資するため、各区・各種団体の代表者等による「しもすわ男女共同参画推進委員会」を設置します。	総務課
町職員に対して、男女共同参画の推進及び施策への理解を深めるための研修を行います。	総務課
☆新入職員研修における「第7次下諏訪町男女共同参画計画」の説明	
男女共同参画推進を阻害する要因について調査・研究します。	総務課
各担当課における男女共同参画施策をチェックします。	全課
男女共同参画の視点から、公共施設等の掲示物等を点検します。	全課
町の発行する刊行物について、男女共同参画の視点から差別的表現がないか点検します。	全課

○施策2 多様な主体との協働・推進体制の充実

男女共同参画や人権に関する県の機関、近隣市町村、警察や医療機関、民間団体等と情報共有や緊密な連携を図るほか、庁内各課の相談窓口や支援体制の整理・情報発信を行い、効果的かつ効率的な普及啓発、取組の推進に努めます。

事業の内容	所管課
国や県が開催する会議や6市町村の担当者会議に参加し、情報共有や連携強化を図ります。	関係各課
【再掲】町職員の意識改革を図り、男女共同参画社会を実現するため、各課に「下諏訪町役場男女共同参画推進会議委員」を任命します。	総務課
【再掲】男女共同参画のよりよい社会づくりをめざして、男女共同参画に関する施策の総合的な企画とその推進に資するため、各区・各種団体の代表者等による「しもすわ男女共同参画推進委員会」を設置します。	総務課
ジェンダー問題に関する相談窓口の整備と情報発信を推進します。	関係各課

目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

►現状と課題

少子高齢化や人口減少が進むなか、町民が暮らしやすい町にするためには、あらゆる分野において、性別等によらず誰もがそれぞれの持つ個性と能力を十分に発揮することができることが重要です。SDGs「持続可能な開発目標」のうち、ゴール5には「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」として、日本だけでなく世界全体が目指すべきゴールが定められています。しかし、地域や企業におけるリーダー的立場や方針決定の場への女性の参画は限定的です。令和6年度に実施した町民意識調査の結果では、職場における平等感について、5割近くが「男性が優遇されている」と回答しており、地域においては、6割近くが「男性が優遇されている」と回答しています。この背景には、家事・育児・介護が女性の役割となっているほか、家族や会社の協力が得られず、女性の参画が阻害されていることが一因に挙げられます。

また、令和6年度に実施した男女共同参画についての事業所意識調査（以下「事業所意識調査」という。）の結果では、女性管理職登用について、3割が「登用したいが現実には難しい」と答えているほか、男性従業員が育児・介護休暇を取得することについて、4割が「取得して欲しいが現実には難しい」と答えており、管理職登用や育児・介護休暇取得に課題があることが分かります。

これらを解消するには、働く場と家庭の場における男女の均等な機会と待遇を確保し、「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）を推進することが必要です。

また、地震や風水害等の自然災害が年々増加しており、日頃から防災・減災意識を高めることが必要となっています。これらの取組に多様な人材の参画を促進し、非常時における多様な視点やニーズの違い等、男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・復興体制としていくことが大事です。

● あなたは男女の立場についてどのように感じていますか？

【職場】



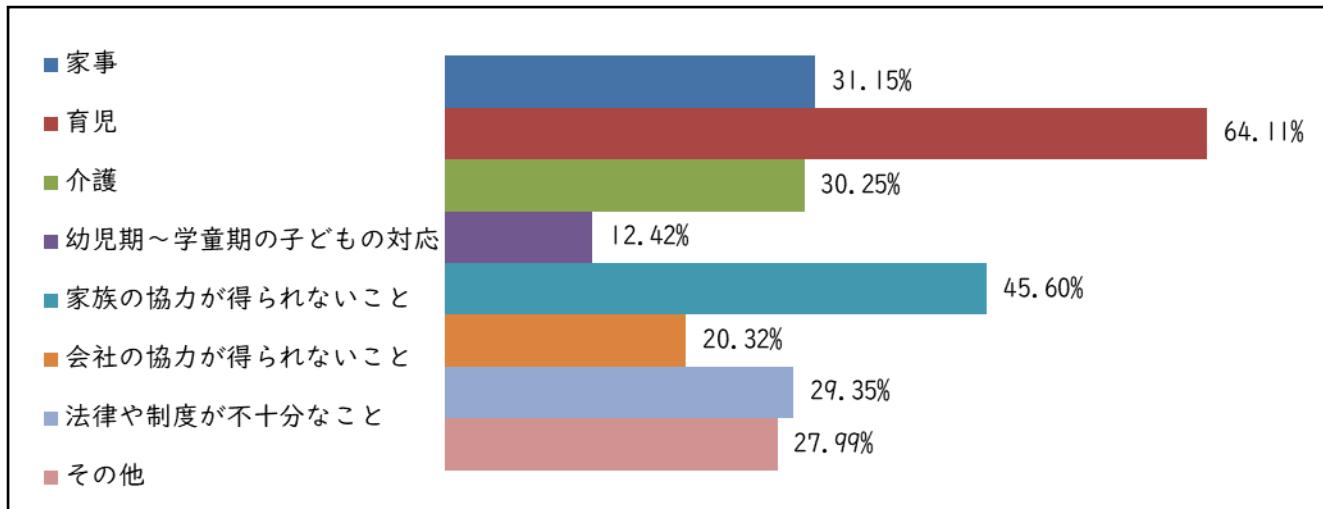
【地域】



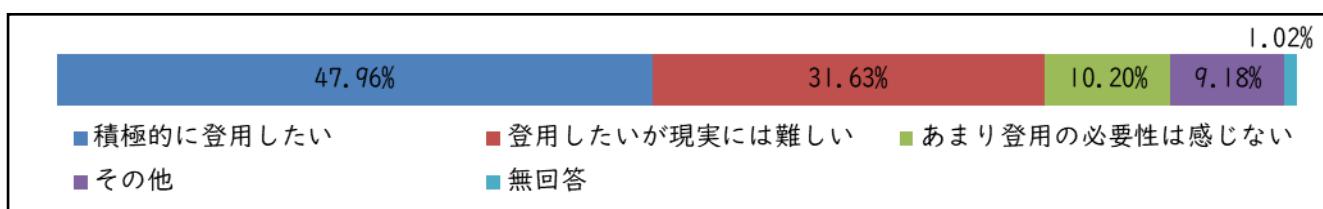
目標II あらゆる分野における男女共同参画の推進

- 女性が働き続ける妨げとなっていることはどのようなことだとお考えですか？

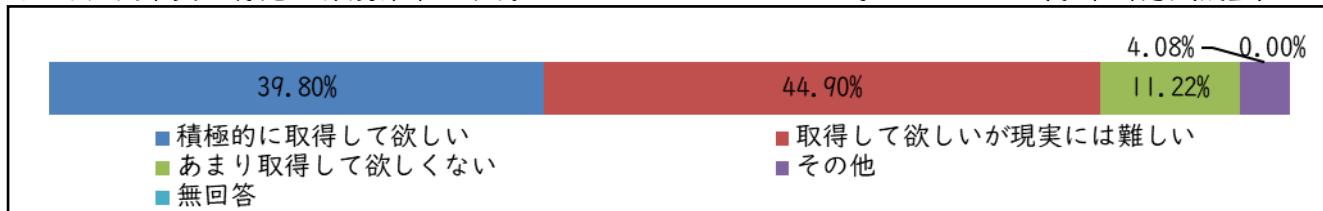
(3つまで可)



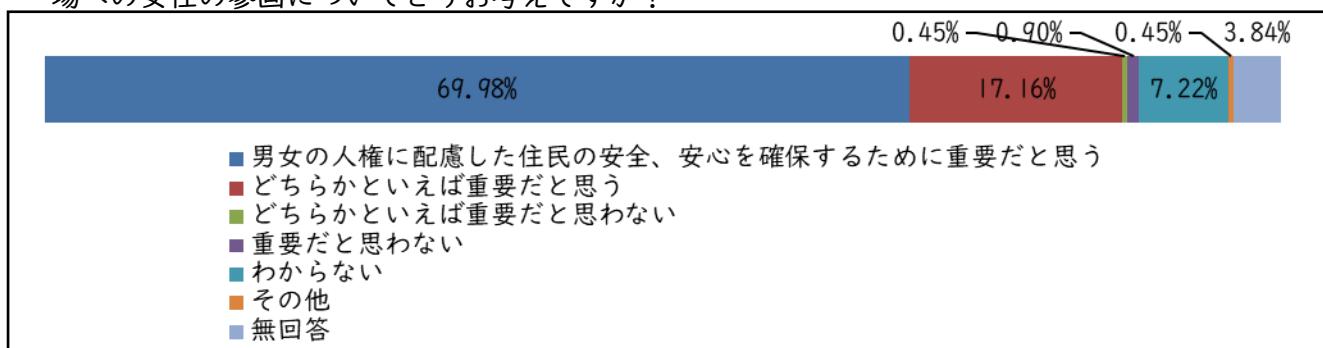
- 女性の管理職登用についてどうお考えですか？（事業所意識調査）



- 男性従業員が育児・介護休業を取得することについてどうお考えですか？（事業所意識調査）



- 日頃の防災や災害対策本部・避難所の運営、復旧・復興等における男女共同参画、意思決定の場への女性の参画についてどうお考えですか？



※ SDGs「持続可能な開発目標」17のゴール

方針I 男女共同参画の推進による豊かな社会づくり

○施策I 政策・方針決定過程への多様な人材の参画推進

町では、性別等によらず希望者に対しての研修の実施や職員の採用・配置、管理職への登用を図り、それぞれの持つ個性や能力を十分に発揮することができる職場環境の整備を進めます。

また、町の施策に性別等によらず広く町民の意見が反映されるよう、町の審議会等における選任方法の見直しや多様な視点を反映するための手法等について検討します。

また、地域や社会活動への多様な人材の参画を阻害する要因や課題を調査・分析し、その結果を広報誌等で公表するほか、企業や町内会等に情報提供し、固定的性別役割分担意識の払拭や從来からのしきたりの見直し等を図ることで、方針決定過程への多様な人材の参画促進を図ります。

事業の内容	所管課
女性のエンパワーメントを支援します。	全課
【再掲】町職員に対して、男女共同参画の推進及び施策への理解を深めるための研修を行います。 ☆ハラスメント防止、イクボス・温かボス等の研修	総務課
各審議会等に対し、男女共同参画に関する情報提供を行います。	総務課
【再掲】各担当課における男女共同参画施策をチェックします。	全課
女性活躍推進法第21条の規定に基づき、町役場における女性の職業選択に資する情報を公表します。 下諏訪町ホームページ： https://www.town.shimosuwa.lg.jp →「女性の職業選択に資する情報の公表」とホームページ内検索	総務課
審議会等委員の選任方法の見直しを行うなど、性別等に偏りのない審議会等を目指します。	全課
【再掲】男女共同参画推進を阻害する要因について調査・研究します。	総務課
【再掲】男女共同参画のよりよい社会づくりをめざして、男女共同参画に関する施策の総合的な企画とその推進に資するため、各区・各種団体の代表者等による「しもすわ男女共同参画推進委員会」を設置します。	総務課
【再掲】男女共同参画に関する情報発信を広報誌やしもすわインフォ等により実施します。	総務課 関係各課
【再掲】男女共同参画について理解を深めるための県等によるセミナーの情報周知や町としての学習会の開催を企画します。 ☆下諏訪町男女共同参画セミナーの開催（総務課）	総務課 関係各課
【再掲】あらゆる団体等が、男女共同参画を念頭に置いて活動できるよう、学習の場や情報・意見交換会の場の提供を行います。 ☆下諏訪町職員出前講座「まちづくりおでかけトーク」（総務課）	総務課 関係各課
【再掲】男女共同参画に関する図書・映像資料等を紹介します。 ☆男女共同参画週間（6／23～29）に合わせた、町図書館での男女共同参画に関する啓発パネル展、関連本紹介の実施（総務課・教育こども課）	総務課 教育こども課 関係各課
【再掲】男女共同参画に関する研修の情報提供や講師紹介を行います。	総務課 関係各課

目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

○施策2 防災をはじめとした地域活動への多様な人材の参画推進

セミナー、広報誌等を通じて、男女共同参画や人権尊重の視点に基づき、誰もが積極的に地域活動へ参画できる体制づくりを推進します。

事業の内容	所管課
【再掲】男女共同参画に関する情報発信を広報誌やしもすわインフォ等により実施します。	総務課 関係各課
【再掲】男女共同参画について理解を深めるためのセミナーの情報周知や町としての学習会の開催を企画します。 ☆下諏訪町男女共同参画セミナーの開催（総務課）	総務課 関係各課
【再掲】あらゆる団体等が、男女共同参画を念頭に置いて活動できるよう、学習の場や情報・意見交換会の場の提供を行います。 ☆下諏訪町職員出前講座「まちづくりおでかけトーク」（総務課）	総務課 関係各課
【再掲】男女共同参画に関する図書・映像資料等を紹介します。 ☆男女共同参画週間（6／23～29）に合わせた、町図書館での男女共同参画に関する啓発パネル展、関連本紹介の実施（総務課・教育こども課）	総務課 教育こども課 関係各課
【再掲】男女共同参画に関する研修の情報提供や講師紹介を行います。	総務課 関係各課
性別等によらず誰もが参加しやすい防災訓練を実施します。	総務課
地域の自主防災組織や防災ネットワーク等への多様な人材の参画を推進し、多様な視点やニーズを取り入れるよう働きかけるとともに、地域活動への参画機会の拡大を図ります。	総務課
多様な人材の消防団への入団を促進し、活動しやすい環境を整備します。	消防課



方針2 職業生活における男女共同参画の推進

○施策1 いきいき活躍できる職場環境の整備

事業者に対し、関係法制度や法律に基づき事業主が講ずべき措置等の周知啓発を図り、性別等による差別、あらゆるハラスメント、ライフィベント等を理由とする不利益等のない職場づくりの推進を目指します。また、よりよい職場環境づくりに取り組む企業の支援を行い、「働きやすさ」と意欲に応じたキャリア形成が出来る「働きがい」が両立する職場環境の整備を促進します。

事業の内容	所管課
【再掲】女性のエンパワーメントを支援します。	全課
関係法制度に基づく公正な雇用機会や待遇確保についての情報発信を広報誌やしもすわインフォ等により実施します。	産業振興課 総務課
諒訪人権擁護委員協議会の男女共同参画部会において、企業への人権啓発・広報活動を実施します。	住民環境課
女性や若者、障がい者の積極的な雇用等、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援します。	産業振興課
【再掲】あらゆる団体等が、男女共同参画を念頭に置いて活動できるよう、学習の場や情報・意見交換会の場の提供を行います。 ☆下諒訪町職員出前講座「まちづくりおでかけトーク」(総務課)	総務課 関係各課
【再掲】男女共同参画に関する図書・映像資料等を紹介します。 ☆男女共同参画週間（6／23～29）に合わせた、町図書館での男女共同参画に関する啓発パネル展、関連本紹介の実施（総務課・教育こども課）	総務課 教育こども課 関係各課
【再掲】男女共同参画に関する研修の情報提供や講師紹介を行います。	総務課 関係各課

○施策2 ワーク・ライフ・バランスの一層の推進

仕事と家庭の両立の必要性について、広報誌等により企業等の理解促進に努めるほか、多様な働き方を支援する制度の定着を働きかけます。

事業の内容	所管課
下諒訪町こども計画に基づき、子育て支援の充実を図ります。 ☆病児・病後児施設を利用した際に利用料に対し補助金を交付 (教育こども課)	
☆子育てに関する悩みや不安を解消するための育児相談の開催 ☆乳幼児の健やかな成長、発達を確認するための乳幼児健診の実施 ☆妊娠中の健康管理や育児について学ぶ教室の開催両親学級 (保健福祉課)	教育こども課 保健福祉課 関係各課
長時間保育・未満児保育・土曜保育・一時保育・誰でも通園制度・児童健全育成事業等、多様な子育て支援の充実を図り、その家族に対する支援をします。 ☆ファミリーサポート事業、子育て短期支援事業（教育こども課）	教育こども課 関係各課

目標II あらゆる分野における男女共同参画の推進

<p>育児・介護休業制度活用のための情報を提供します。</p> <p>☆母子手帳の交付時に、働きながら安心して妊娠・出産するための支援制度 や父親の育児休暇取得に関する情報を提供（保健福祉課）</p>	<p>教育こども課 産業振興課 保健福祉課 関係各課</p>
<p>女性の就業や再就職、短時間勤務やテレワーク等の多様な働き方に関する情報発信を広報誌やしもすわインフォ等により実施します。</p>	<p>産業振興課 総務課</p>
<p>【再掲】女性や若者、障がい者の積極的な雇用等、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援します。</p>	<p>産業振興課 保健福祉課</p>

【令和7年12月末現在】

○●働きやすい職場環境づくりに取り組む町内企業●○

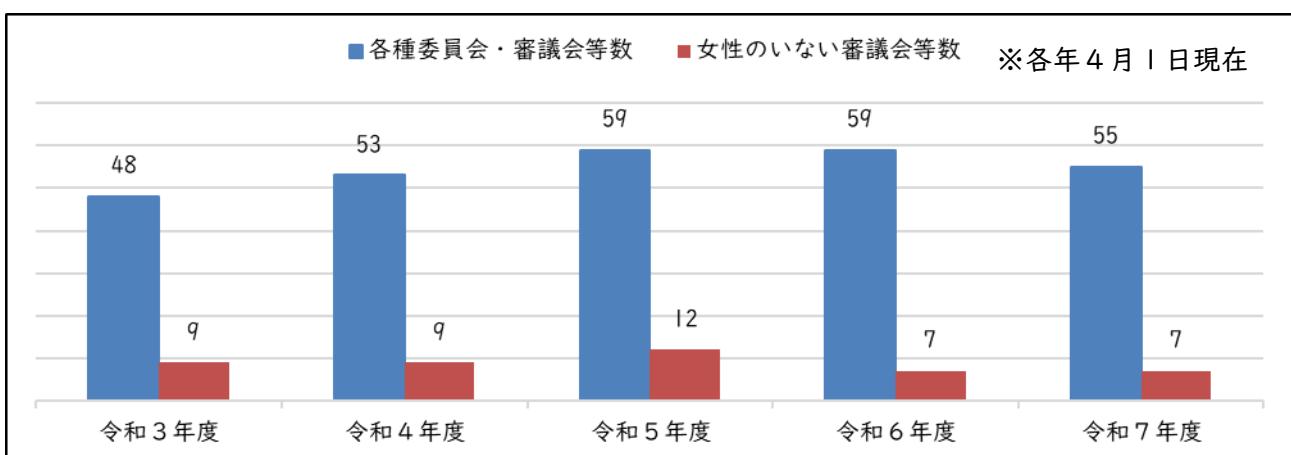
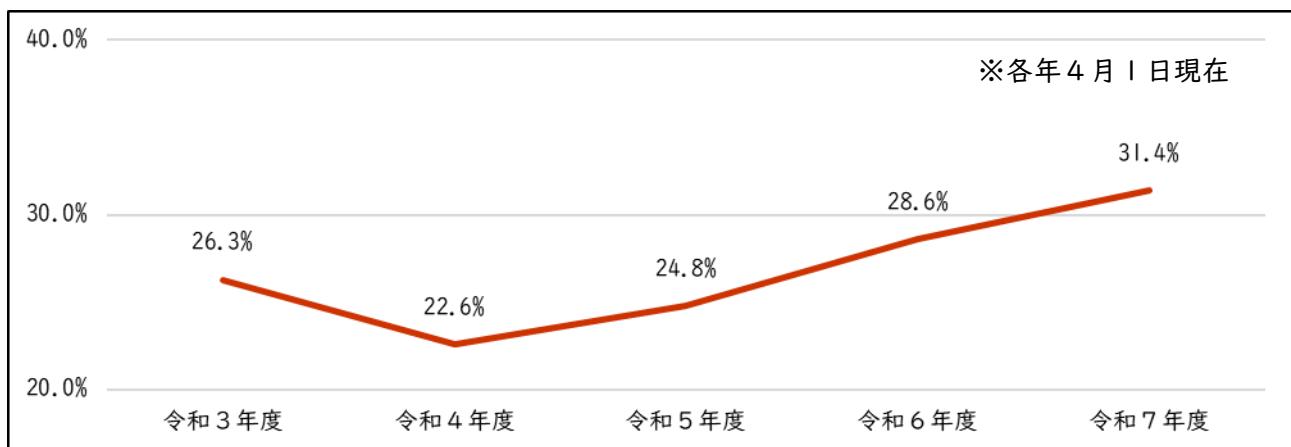
☆「社員の子育て応援宣言企業」····· 16事業所

→従業員が仕事と家庭の両立ができるような、「働きやすい職場環境づくり」に取り組むことを宣言している企業・事務所。

☆「職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業」····· 4事業所

→仕事と家庭の両立ができる職場環境の改善や雇用の安定を進め、従業員がいきいきと働き続けられるよう短時間正社員制度等、多様な働き方の制度を導入し、実践的な取組みを行っている「一步進んだ」企業・事業所。

● 町の各種委員会・審議会等における女性委員の参画状況（令和3年度～令和7年度）



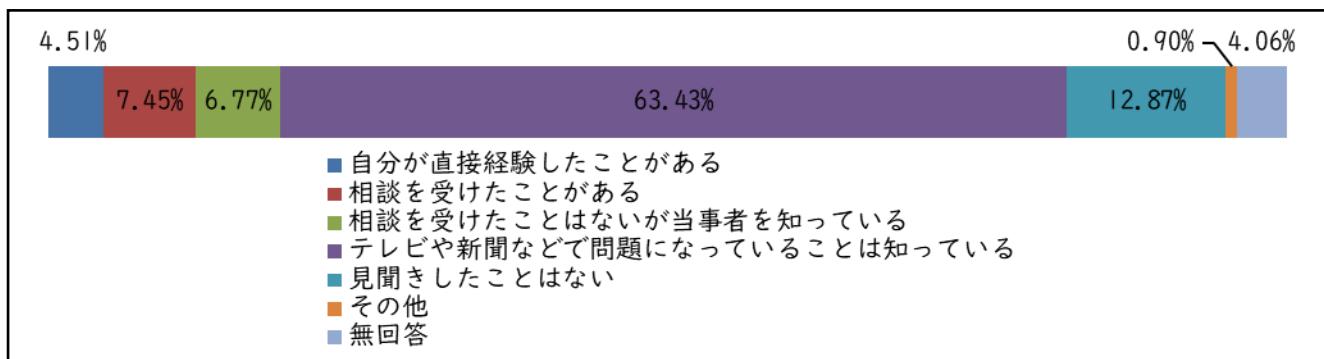
目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

►現状と課題

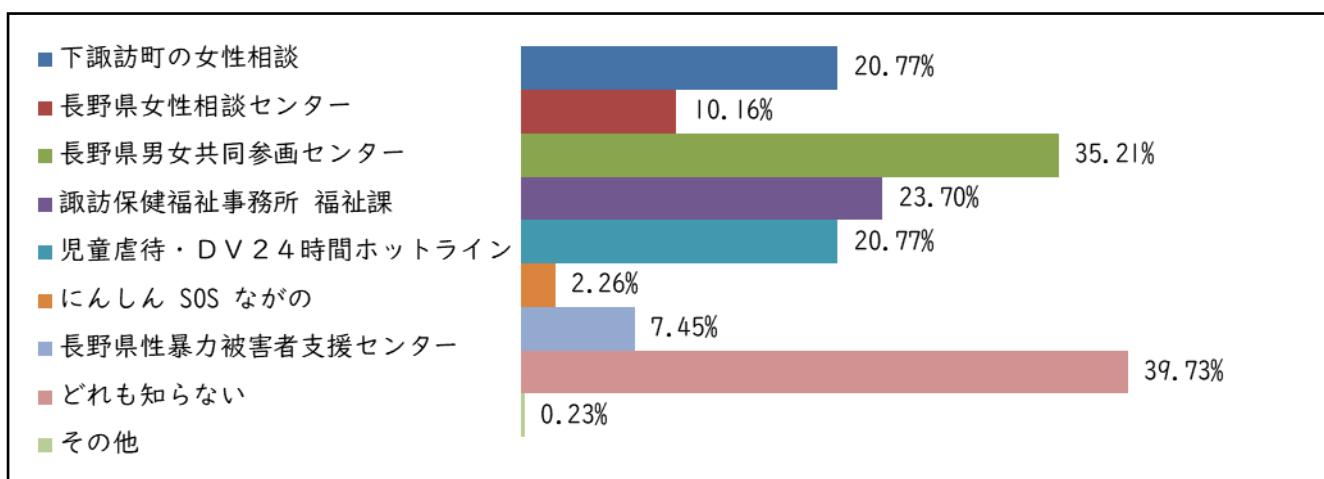
男女共同参画社会の基本にあるのは、男女平等意識に基づく人権尊重です。しかし、性差別意識や性別による固定的な役割分担意識を主な原因とする性暴力やドメスティック・バイオレンス（DV）、職場におけるセクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）やマタニティ・ハラスメント（以下「マタハラ」という。）等の人権侵害が社会問題となっています。令和6年度に実施した町民意識調査においても、4.51%の方がDVの被害経験について「自分が直接経験したことがある」と回答しており、性暴力やDV、セクハラ等は重大な人権侵害であり、犯罪であることの周知と犯罪防止に向けた啓発、被害者に対する継続的支援等に取り組む必要があります。

また、現代はストレスや生活習慣の乱れにより、性別等によらず心の病や生活習慣病等、心身に何らかの不調を抱える人が増えてきています。加えて、出産に伴う産後うつのほか、認知症や寝たきりになる高齢者も増加していることから、ライフステージに応じた健康づくりに積極的に取り組むことが重要です。

- 「ドメスティック・バイオレンス（DV）」配偶者や恋人など親密な関係の相手からの暴力について経験したり、見聞きしたりしたことありますか？



- 行政機関による相談窓口はご存じですか？



**方針Ⅰ あらゆる暴力の根絶と様々な困難を抱える女性の支援
【下諏訪町DV防止基本計画】【下諏訪町女性支援基本計画】**

○施策Ⅰ 暴力の根絶と犯罪等の防止

暴力やハラスメントには様々な種類があり、決して許されない行為であることを広く啓発するとともに、加害者にも被害者にもならないよう、様々な機会を通じて予防啓発を行います。

事業の内容	所管課
ハラスメントや暴力防止等に関する情報発信を広報誌やしもすわインフォ等により実施します。	総務課 関係各課
ハラスメントや暴力防止等に関する理解を深めるためのセミナーの情報周知や町としての学習会の開催を企画します。 ☆下諏訪町男女共同参画セミナーの開催（総務課）	総務課 関係各課
あらゆる団体等が、ハラスメントや暴力防止等の視点を踏まえた活動できるよう、学習の場や情報・意見交換会の場の提供を行います。 ☆下諏訪町職員出前講座「まちづくりおでかけトーク」（総務課）	総務課 関係各課
ハラスメントや暴力防止等に関する図書・映像資料等を紹介します。 ☆男女共同参画週間（6／23～29）に合わせた、町図書館での男女共同参画に関する啓発パネル展、関連本紹介の実施（総務課・教育こども課）	総務課 教育こども課 関係各課
ハラスメントや暴力防止等に関する研修の情報提供や講師紹介を行います。 【再掲】発達段階に応じた啓発を実施します。 ☆保育園児や小学生を対象とした、人権に関する人形劇の開催（住民環境課） ☆保健師、養護教諭による中学校における「SOSの出し方教育」の実施（保健福祉課）	総務課 住民環境課 保健福祉課 関係各課
学校において、ネットモラルについての授業や講習会を実施するなど、SNS等の「見えにくいいじめ」や「匿名ゆえの過度な誹謗中傷」による加害者・被害者にならないために知識の習得を支援します。	教育こども課
こども達を指導する教職員や保護者に対するネットモラルの周知啓発に努めます。	教育こども課



○施策2 関係機関との連携による支援体制強化

庁内の関係各課や県の機関、警察等と連携し、相談しやすい環境の整備・充実と包括的かつ継続的な支援に努めます。

事業の内容	所管課
国・県及び町等の相談窓口に関する情報発信を広報誌やしもすわインフォ等を活用し、積極的に実施します。	総務課 関係各課
【再掲】国や県が開催する会議や6市町村の担当者会議に参加し、情報共有や連携強化を図ります。	関係各課
保育園、学校、警察、医療機関等関係者との連携・情報共有を強化し、虐待等の防止と早期の発見・家庭支援に努めます。 ☆しもすわ子ども人権ネットワーク会議の開催（教育こども課）	教育こども課 保健福祉課 関係各課
民間シェルターの設立・運営に関する情報提供等の支援をします。	総務課 教育こども課 保健福祉課 関係各課

○●相談窓口●○

■長野県女性相談支援センター

☎ 026-235-5710

■長野県男女共同参画センター “あいとぴあ”

☎ 0266-22-8822

■長野県性暴力被害者支援センター “りんどうハートながの”

☎ 026-235-7123

■長野県児童虐待・DV24時間ホットライン

☎ 026-219-2413

■諏訪保健福祉事務所

☎ 0266-57-2911

■みんなの人権110番

☎ 0120-037-555

■県警性犯罪被害ダイヤルサポート110

☎ 026-233-9110 (プッシュ回線からは#8103)

■長野犯罪被害者支援センター

☎ 0263-73-0783

DV等の問題は
ひとりで悩まず
ご相談ください。



II

【民間シェルター】

DV被害者が加害者から逃れるための緊急一時的な保護施設（シェルター）のこと。

方針2 誰もが健やかに暮らせる環境づくり

○施策1 生活基盤の整備と支援

安心して子どもを産み育てるこことできる環境の整備、若者やひとり親の経済的・社会的自立の促進、生活困窮者の自立支援、外国人住民が安心して暮らせる環境の整備等、誰一人取り残さない生活基盤の整備と支援を図ります。

事業の内容	所管課
<p>女性が安心して妊娠期・出産期を過ごすことができるよう、健康診査、相談、指導体制の充実を図ります。</p> <p>☆不妊、不育治療を行っている夫婦へ治療に要した費用の一部助成</p> <p>☆妊娠婦の健康管理充実と経済的負担軽減のため、公費による「妊娠一般健診検査」、「産婦健康診査」の実施</p> <p>☆妊娠中の健康管理や育児について学ぶ教室の開催（両親学級）</p> <p>☆妊娠中に相談を希望される方への家庭訪問（妊娠訪問）</p> <p>☆保健師・助産師が新生児の体重測定や育児相談を家庭訪問にて実施（新生児訪問）</p>	保健福祉課
子育てサークル等の活動を支援します。	教育こども課
【再掲】国・県及び町の相談窓口に関する情報発信を広報誌やしもすわインフォ等を活用し、積極的に実施します。	総務課 関係各課
県や病院、民間支援団体等との連携を強化し、情報共有や包括的かつ継続的な支援を推進します。	関係各課

○施策2 高齢者や障がいのある方の社会参画の推進

高齢者や障がいのある方が、意欲や能力に応じて社会参画し、生きがいを持って生活が送れるよう、関係機関と連携し、環境整備を図ります。

事業の内容	所管課
【再掲】国・県及び町等の支援や相談窓口に関する情報発信を広報誌やしもすわインフォ等を活用し、積極的に実施します。	総務課 関係各課
介護、介助についての情報を提供し、介護、介助をする人も受ける人も、ともに社会参画できるよう支援します。	保健福祉課
【再掲】県や病院、民間支援団体等との連携を強化し、情報共有や包括的かつ継続的な支援を推進します。	関係各課



○施策3 生涯を通じた心身の健康支援

ライフステージに応じて、一人ひとりが自らの健康を適切に管理できるよう支援を行うほか、発達段階に応じた性や生命に対する教育を行うとともに、心と身体の悩みや健康についての相談体制の充実を図ります。

事業の内容	所管課
<p>【再掲】女性が安心して妊娠期・出産期を過ごすことができるよう、健康診査、相談、指導体制の充実を図ります。</p> <p>☆不妊、不育治療を行っている夫婦へ治療に要した費用の一部助成</p> <p>☆妊娠婦の健康管理充実と経済的負担軽減のため、公費による「妊娠一般健診検査」、「産婦健康診査」の実施</p> <p>☆妊娠中の健康管理や育児について学ぶ教室の開催（両親学級）</p> <p>☆妊娠中に相談を希望される方への家庭訪問（妊娠訪問）</p> <p>☆保健師・助産師が新生児の体重測定や育児相談を家庭訪問にて実施（新生児訪問）</p>	保健福祉課
<p>ジェンダー平等やリプロダクティブ・ヘルス／ライツの問題に関する情報や学習機会を提供します。</p>	総務課 教育こども課
<p>飲酒・喫煙・覚醒剤等の健康に害を及ぼす影響について情報提供を行うとともに、自分の健康を適正に管理・改善するための学習機会の充実、指導、啓発に努めます。</p> <p>☆保健師による小学校における禁煙授業の実施</p> <p>☆保健師、養護教諭による中学校における「SOSの出し方教育」の実施（保健福祉課）</p>	保健福祉課 住民環境課 教育こども課
<p>【再掲】県や病院、民間支援団体等との連携を強化し、情報共有や包括的かつ継続的な支援を推進します。</p>	関係各課



【リプロダクティブ・ヘルス／ライツ】

1994年にカイロで開催された「国際人口・開発会議」において提唱された概念。性や出産、自分の身体に関することは自分自身で決められる権利のこと。

第4章 推進に向けて

I 推進体制の整備・充実

◆しもすわ男女共同参画推進委員会の役割について◆

この計画に基づいた各種施策を総合的・計画的に推進するため、町民の代表者による「しもすわ男女共同参画推進委員会」（しもすわ男女共同参画推進委員会要綱第1条に規定）を設置します。委員会は各種団体等と協働して、積極的に研修、啓発、推進を行います。また、男女共同参画に関する調査研究を行い、必要に応じて町長に提案します。

◆下諏訪町男女共同参画審議会の役割について◆

下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例第18条に規定する「下諏訪町男女共同参画審議会」を町長の諮問機関として設置し、審議会は、町長の諮問に応じて調査・審議します。また、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べます。

◆下諏訪町役場男女共同参画推進会議による総合的な調整◆

町における男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、各課の職員を委員とする「下諏訪町役場男女共同参画推進会議」を設置し、各課が連携して取り組みます。

◆国や県等関係機関との連携◆

関係機関と連携・協力し、情報を共有することで、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

2 町全体で男女共同参画を推進するために

町民や町内事業所に対して、男女共同参画についての意識調査を実施し、実態の把握に努め、意見・要望を施策に反映します。

3 男女共同参画に関する情報提供

町民や事業者が男女共同参画に対する理解を深め、実践的に取り組むことができるよう、町の取組状況をホームページ等の情報発信媒体を活用して、公表します。

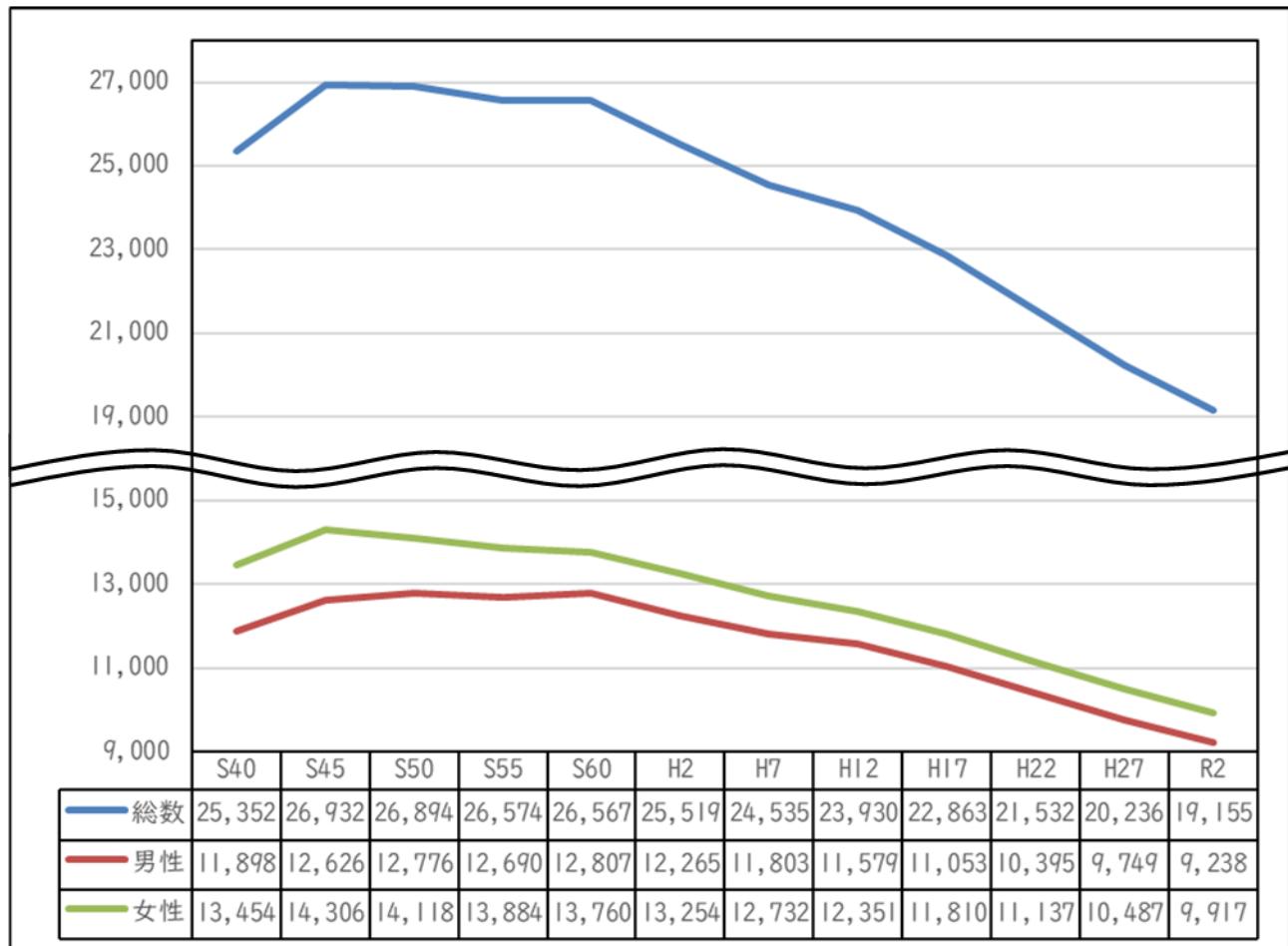
4 協働による男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の実現には、行政・町民・事業者・教育関係者との連携が必要不可欠です。そのため、町は、町民団体等が行う男女共同参画に関する活動を支援するとともに、各種施策を進める際にも、町民・町民団体及び事業者・教育関係者と協働して、事業を実施します。

資料編

●下諏訪町の人口の推移

町の人口の推移については、男女とも減少が続いています。



男女共同参画に関する意識調査結果

調査期間：令和7年1月10日（金）から 2月14日（金）まで

調査対象：①18歳以上（平成19年4月1日以前生まれ）の下諏訪町民1,000人

（永住外国人を含む／住民基本台帳から無作為抽出）

②商工会議所会員事業所のうち従業員が2名以上の法人事業所267件

回答数：①443人（男性：187人 女性：234人 無回答：13人 回答しない：9人）

②97件（建設業：13件 小売業：11件 金融・保険業：5件 飲食業：4件
製造業：28件 運輸・通信業：3件 不動産業：2件 卸売業：3件
サービス業：19件 電気・ガス・熱供給・水道業：1件 その他：9件）

回答率：①44.3%

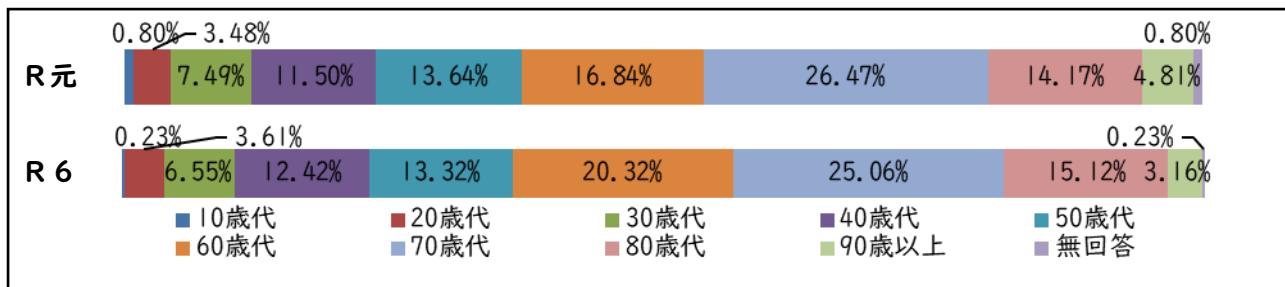
②36.3%

※調査結果は、小数点以下第3位の四捨五入により合計が100%にならない場合があります。

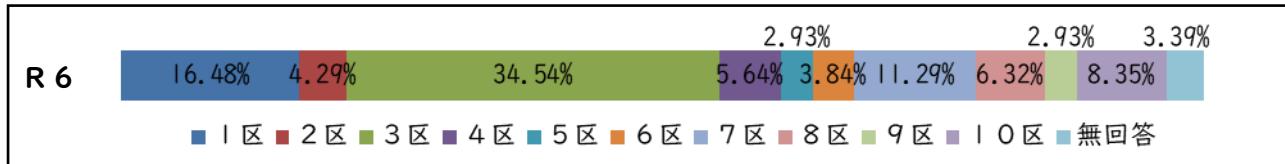
①下諏訪町民

● あなたのことについてお尋ねします。

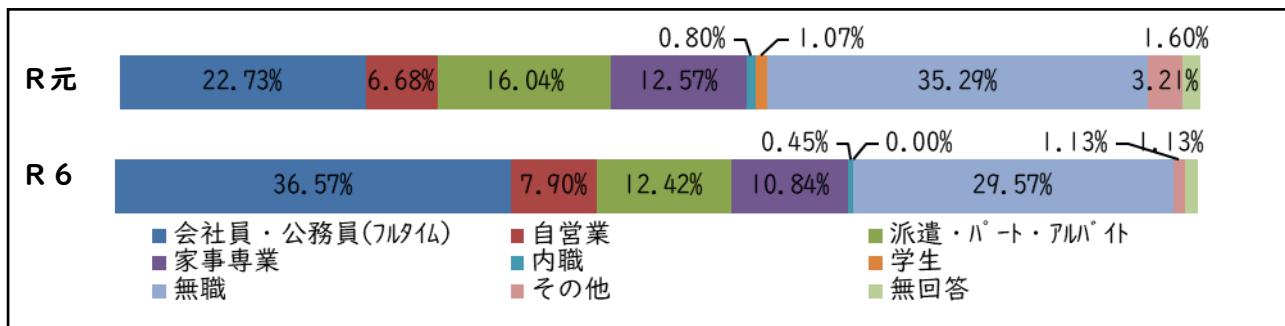
①年齢



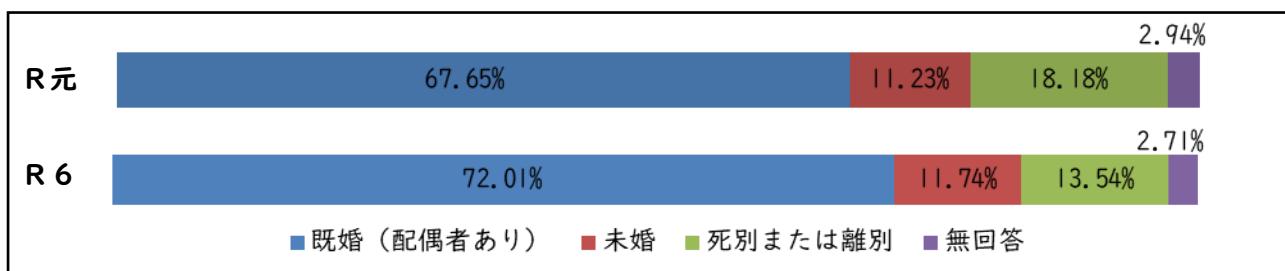
②居住区 ※R6新規



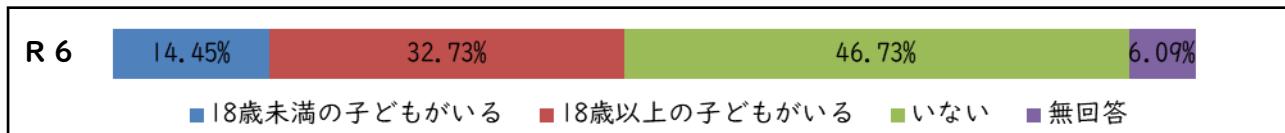
③職業



④婚姻



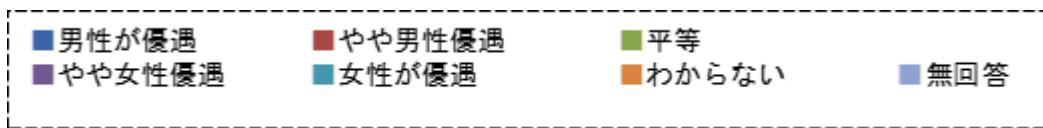
⑤子ども ※R6新規



⑥要介護者 ※R6新規



● あなたは男女の立場についてどのように感じていますか？



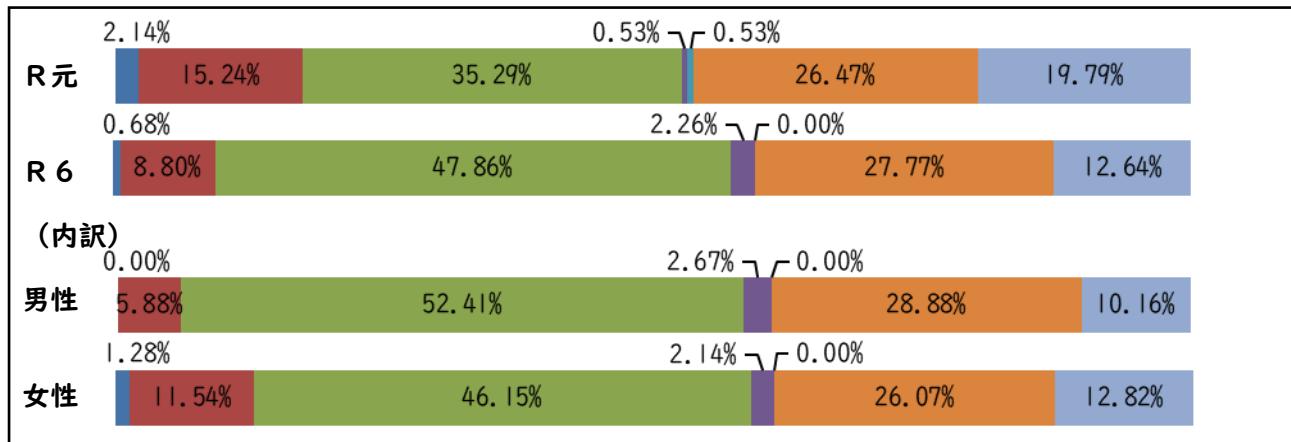
①家庭生活において



②職場において



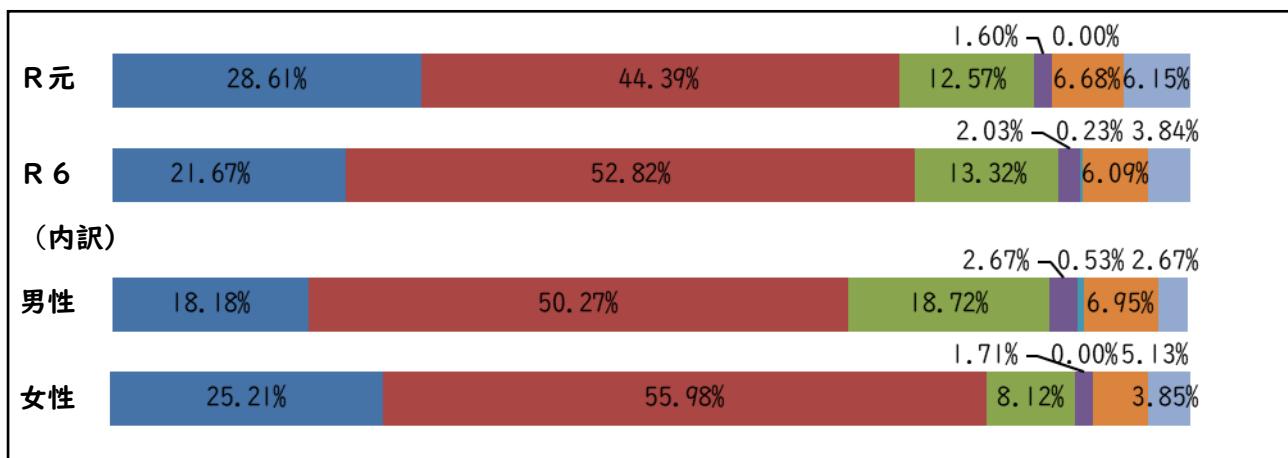
③学校において



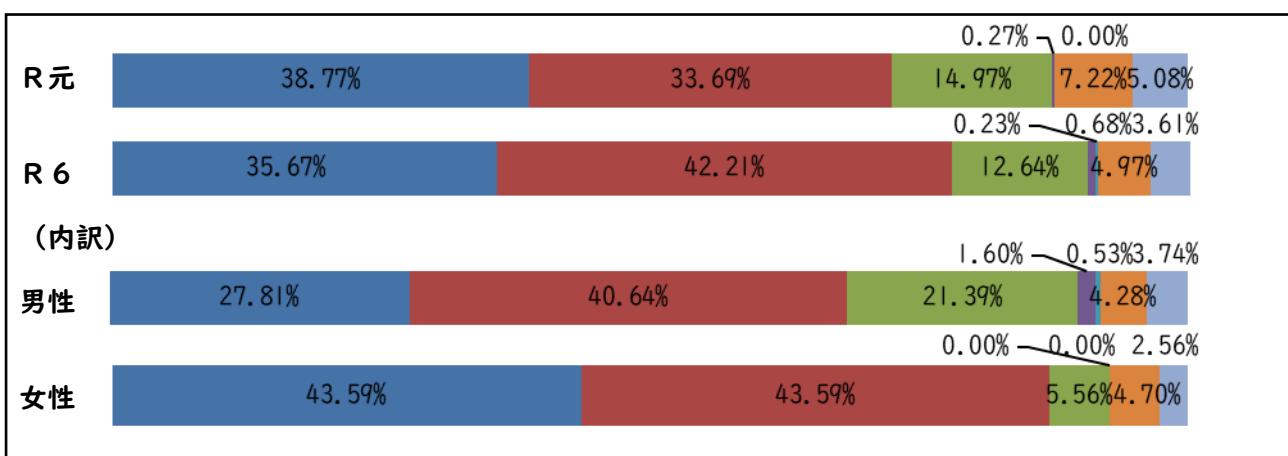
④地域において



⑤社会の慣習・しきたりにおいて



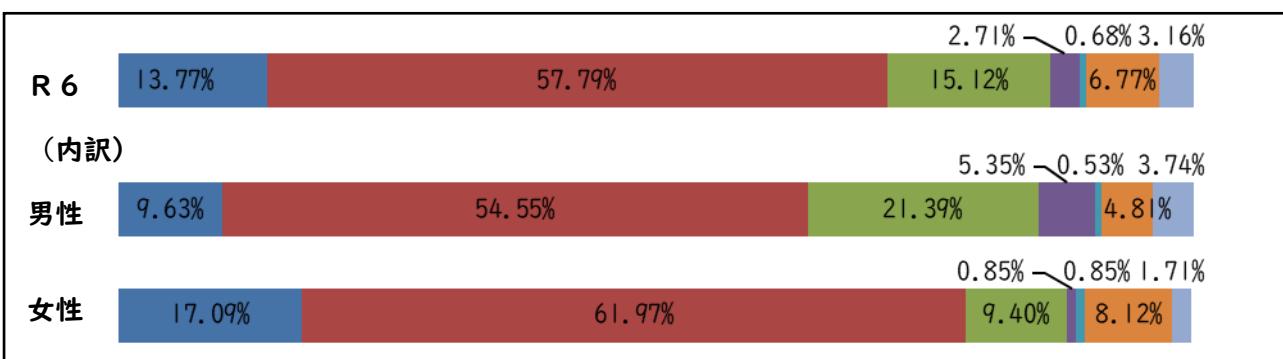
⑥政治の場において



⑦法律や制度において

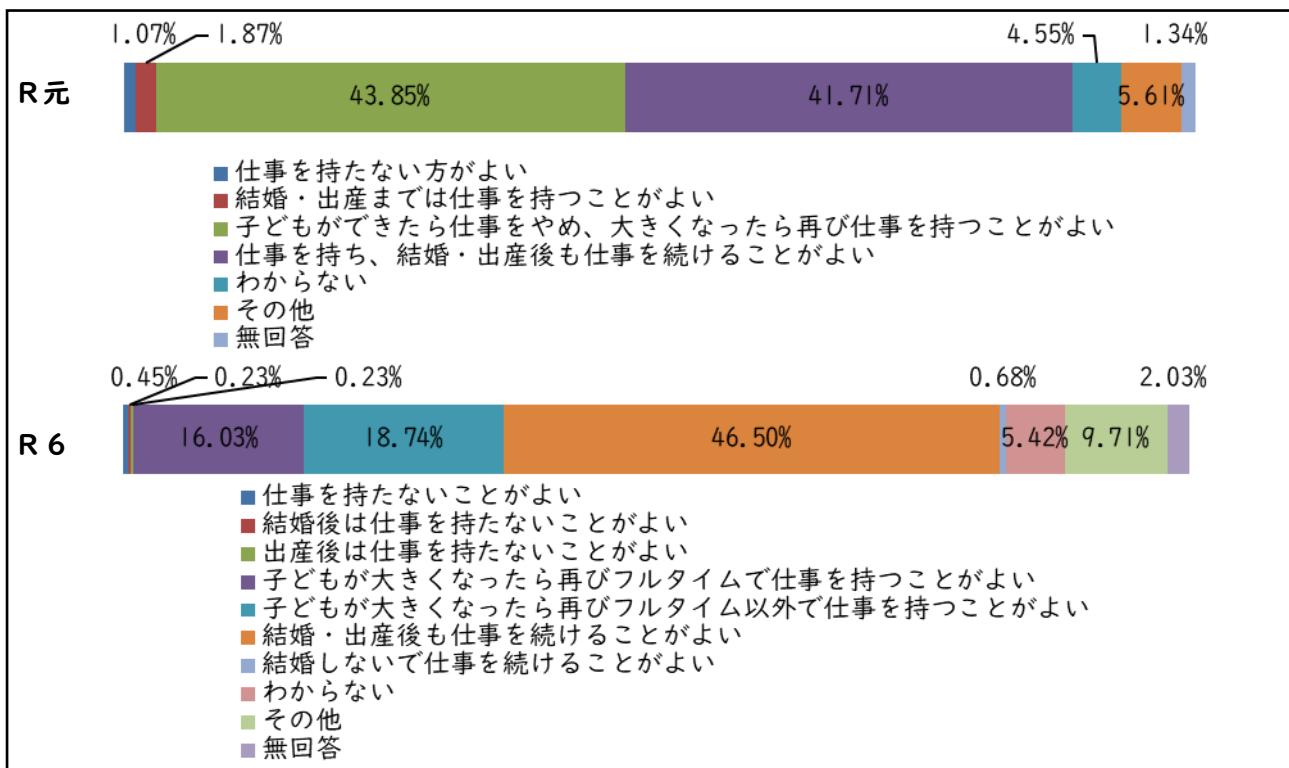


⑧社会全体 ※R6新規



■ 男性が優遇 ■ やや男性優遇 ■ 平等
■ やや女性優遇 ■ 女性が優遇 ■ わからない ■ 無回答

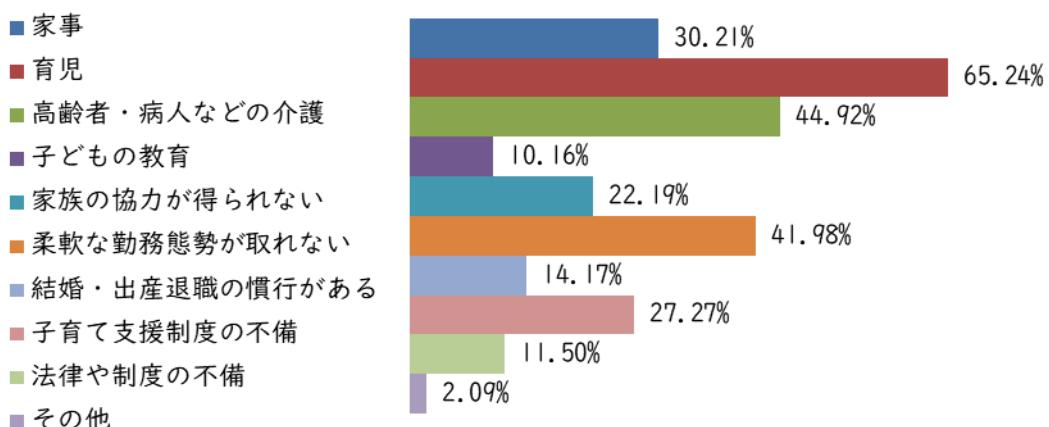
● 女性が仕事を持つことについてどのようにお考えですか？



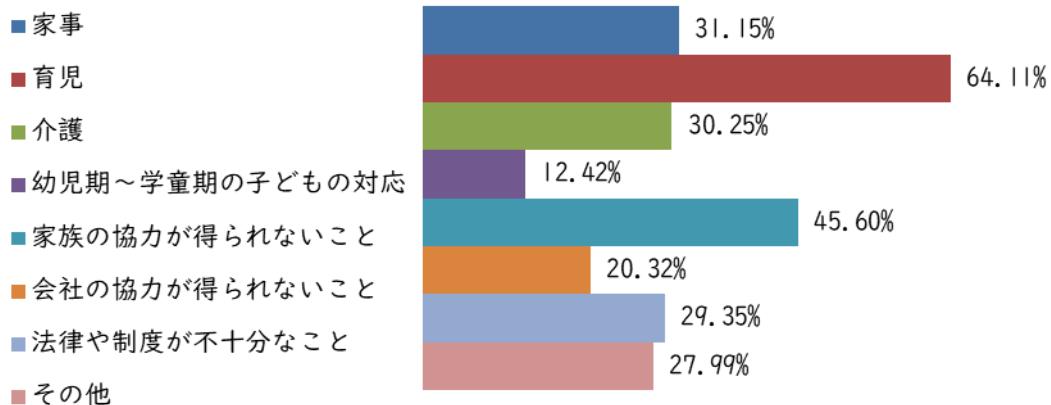
● 女性が働き続ける妨げとなっていることはどのようなことだとお考えですか？

(3つまで選択可)

R元

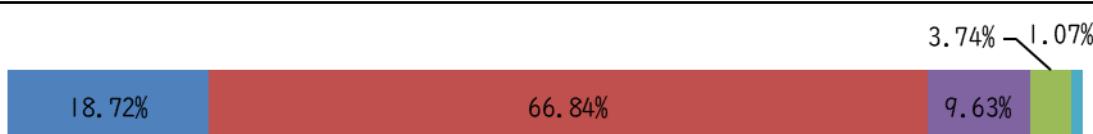


R 6



● 「男らしく」、「女らしく」という性別によるしつけや教育についてどのようにお考えですか？

R元



- 男女の役割分担を考えて、区別してそれぞれの性に応じたしつけや教育をすることがよい
- 男の子も女の子も性による区別をせず、同じようにしつけや教育をすることがよい
- わからない
- その他
- 無回答

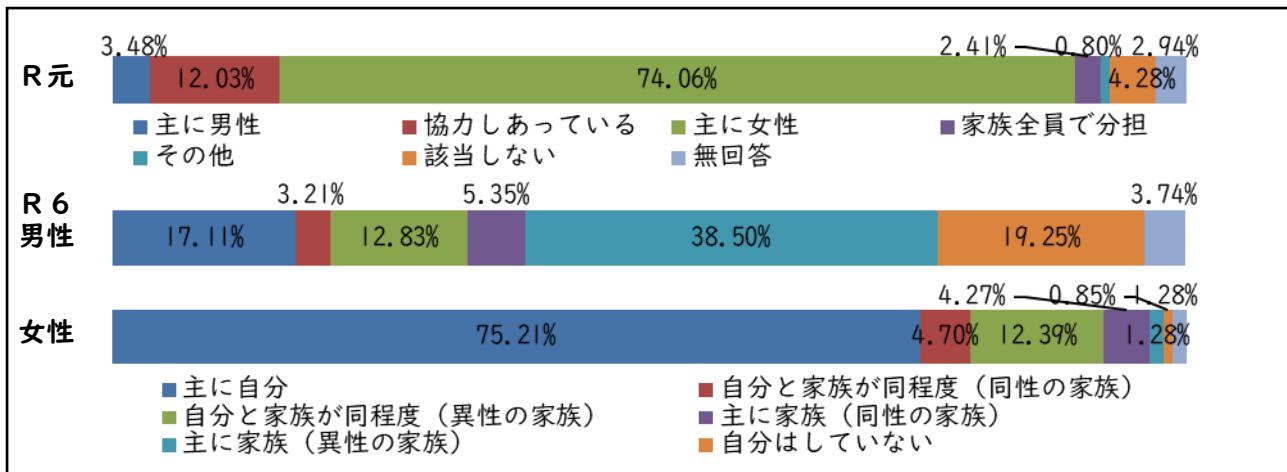
R 6



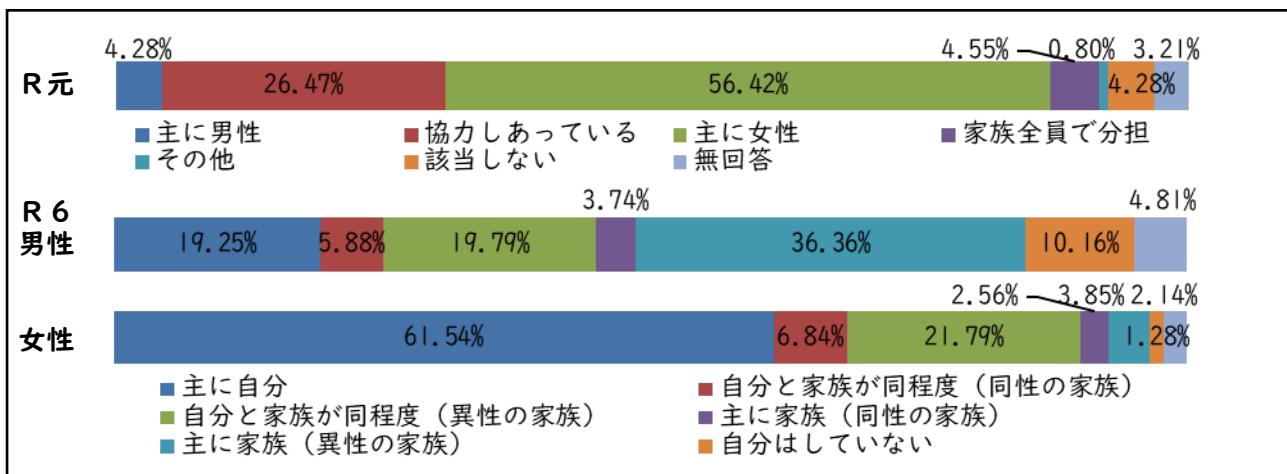
- 男女の役割分担を考えて、区別してそれぞれの性に応じたしつけや教育をすることがよい
- 性による区別をせず、同じように教育やしつけをすることがよい
- 見た目の性ではなく自認する性を尊重し、教育やしつけをすることがよい
- わからない
- その他
- 無回答

● あなたのご家庭では家事等の分担をどのようにされていますか？

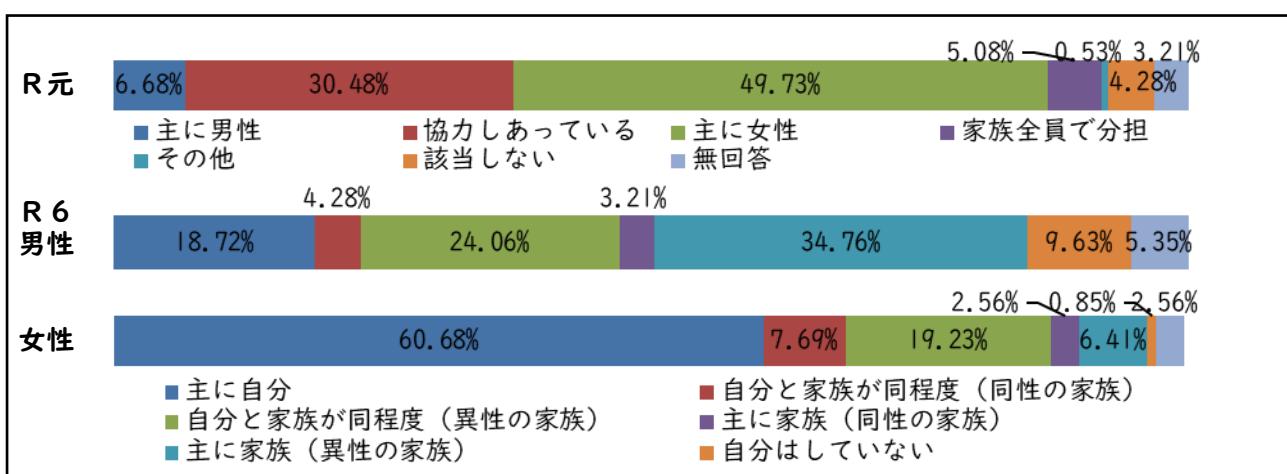
①食事のしたく



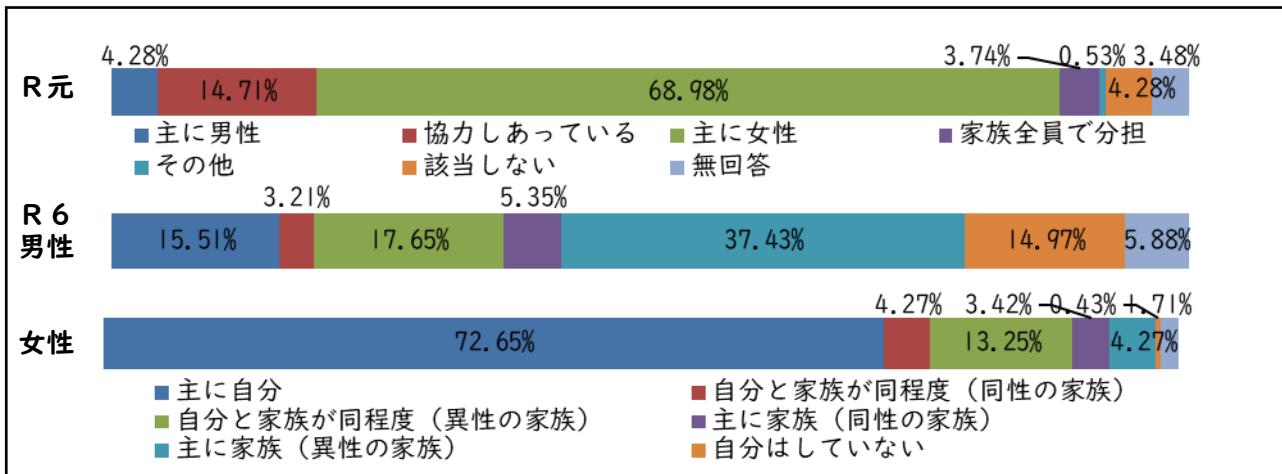
②食事の後かたづけ・食器洗い



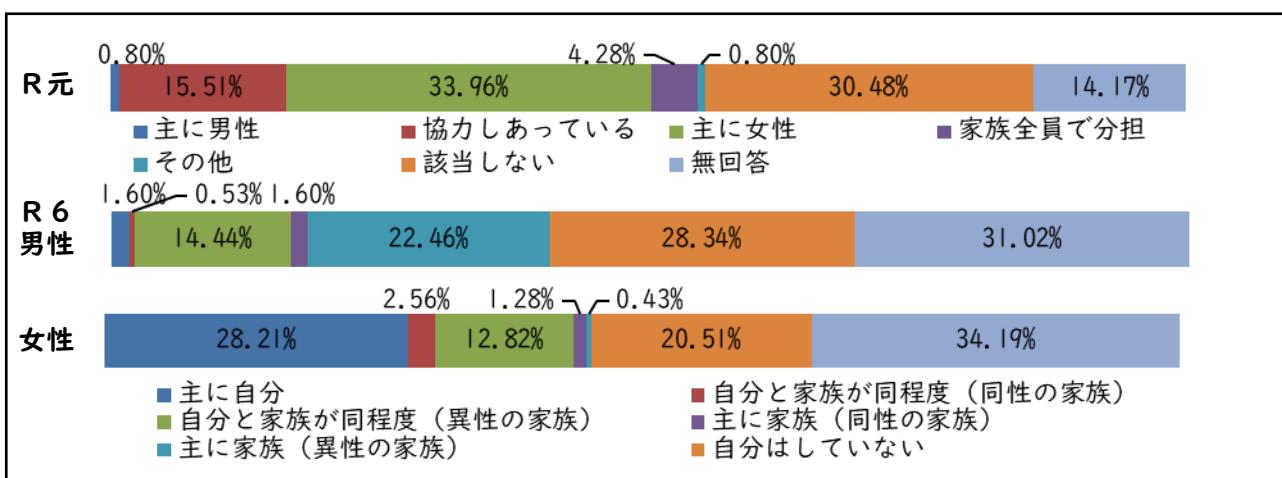
③掃除



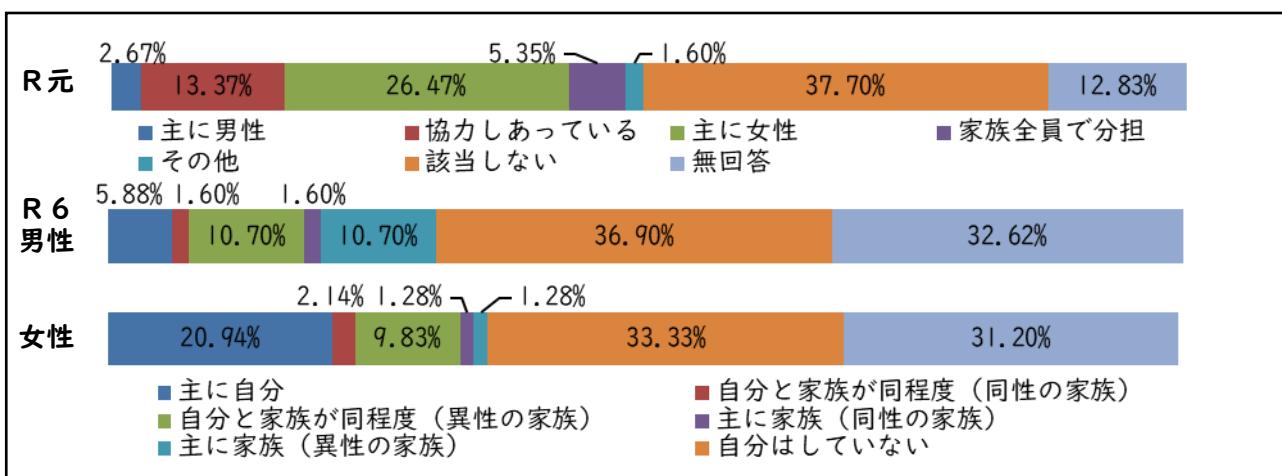
④洗濯



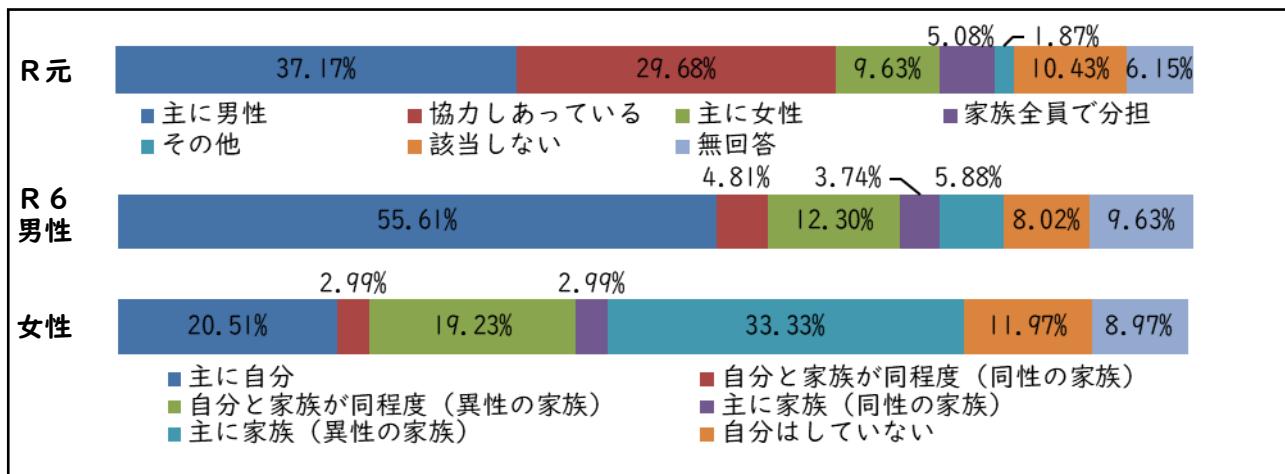
⑤育児



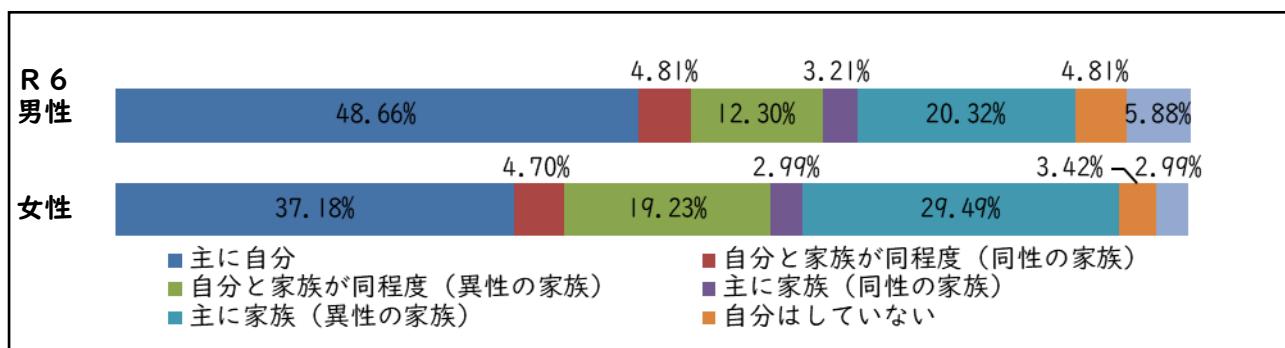
⑥介護



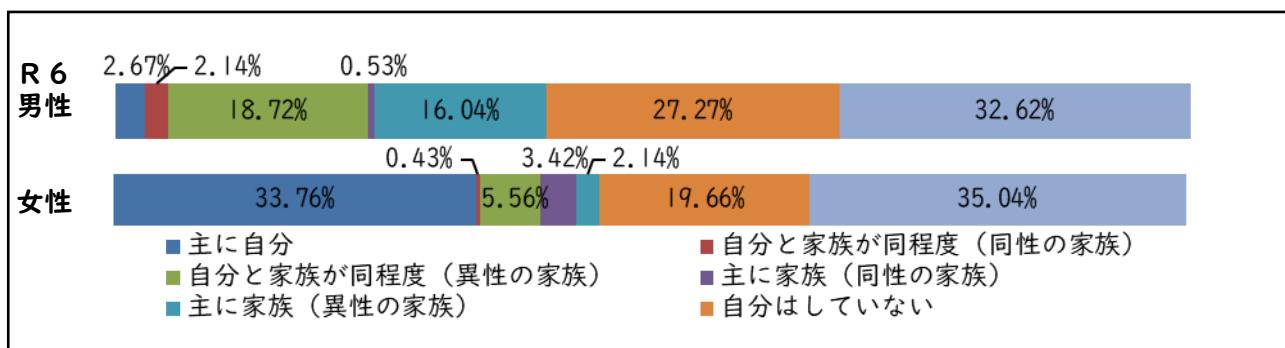
⑦地域活動



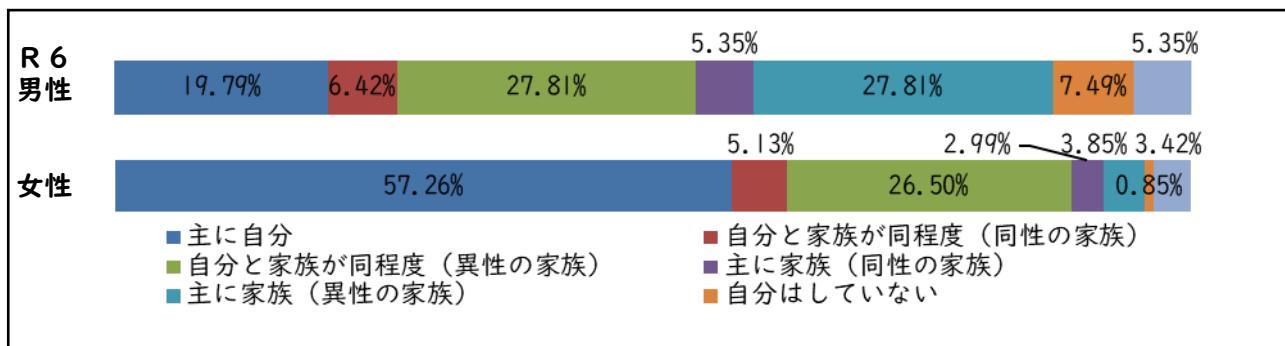
⑧ゴミ出し ※R6新規



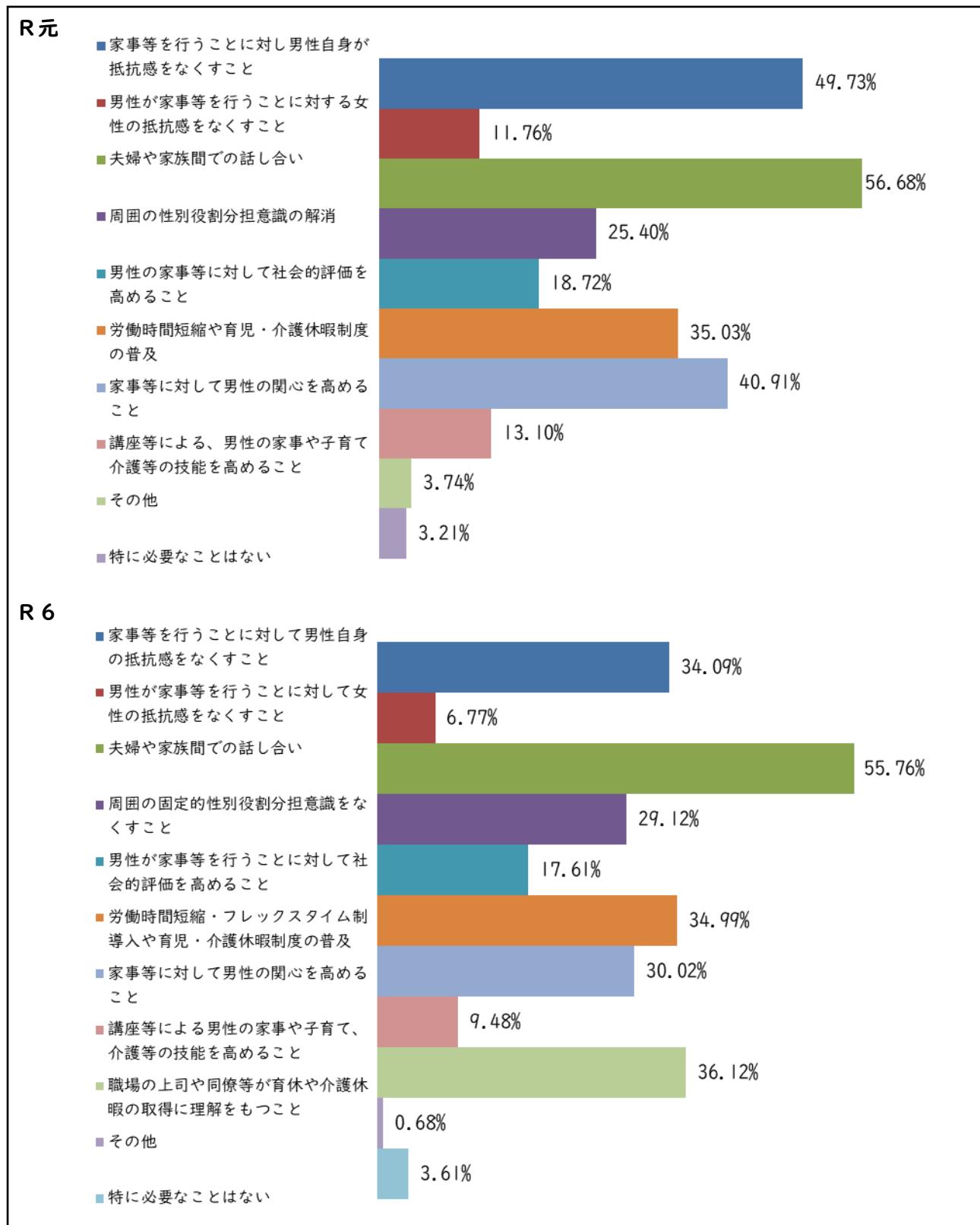
⑨子どもの学校行事への参加 ※R6新規



⑩買い物 ※R6新規

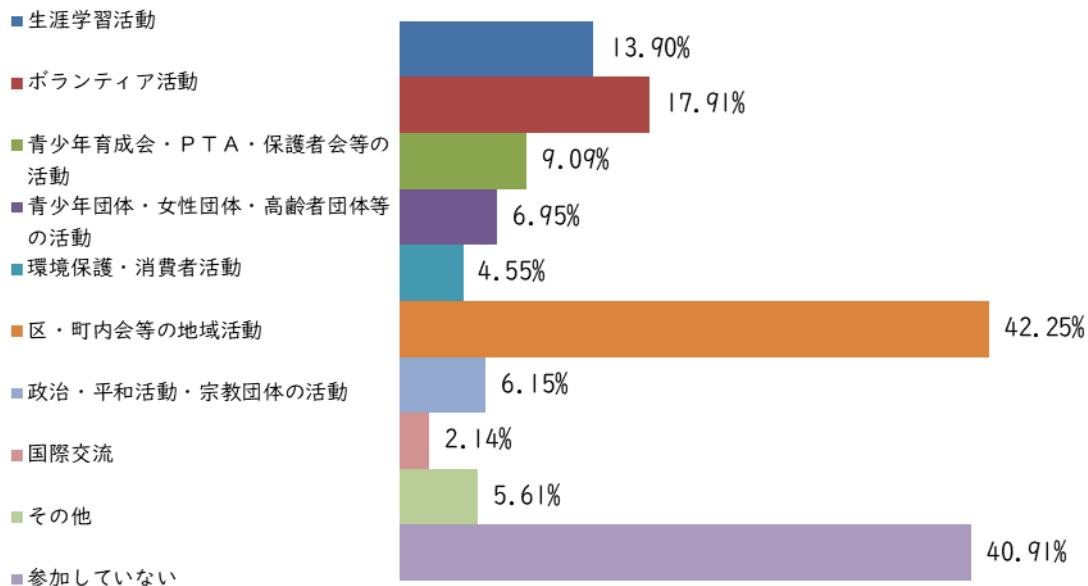


- 男性が女性とともに家事、子育て、介護等に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だとお考えですか？（複数選択可）

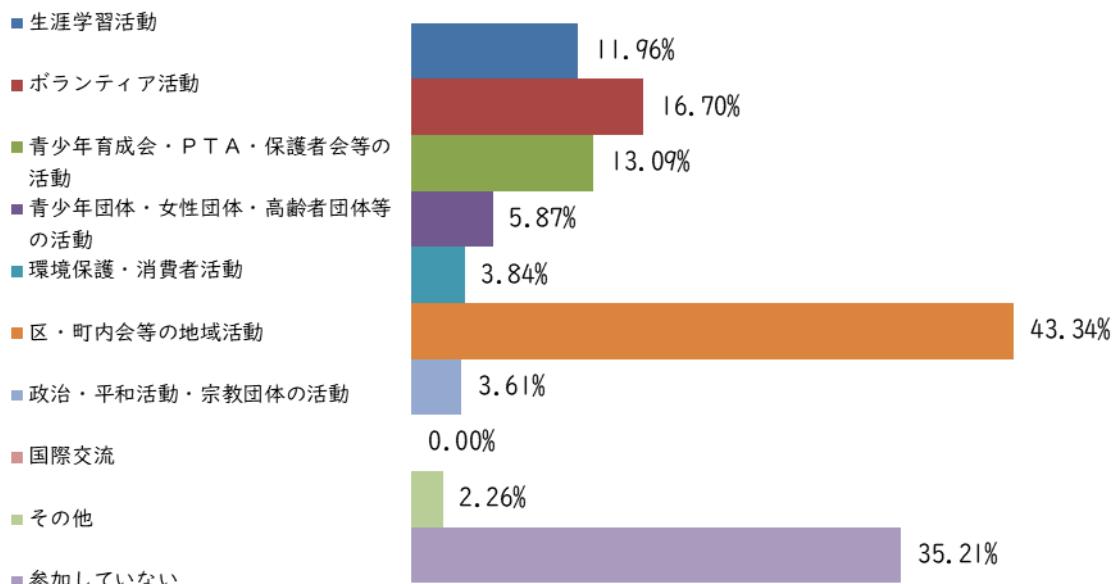


● あなたはどのような社会活動をしていますか？（3つまで選択可）

R元



R 6



● 現在、町内会等の役職、議員や行政委員における女性の割合が低い傾向にありますが、これについてあなたはどうのようにお考えですか？

（審議会等における女性の割合 令和6年4月1日時点 28.6%）

R元



2.26%

R 6

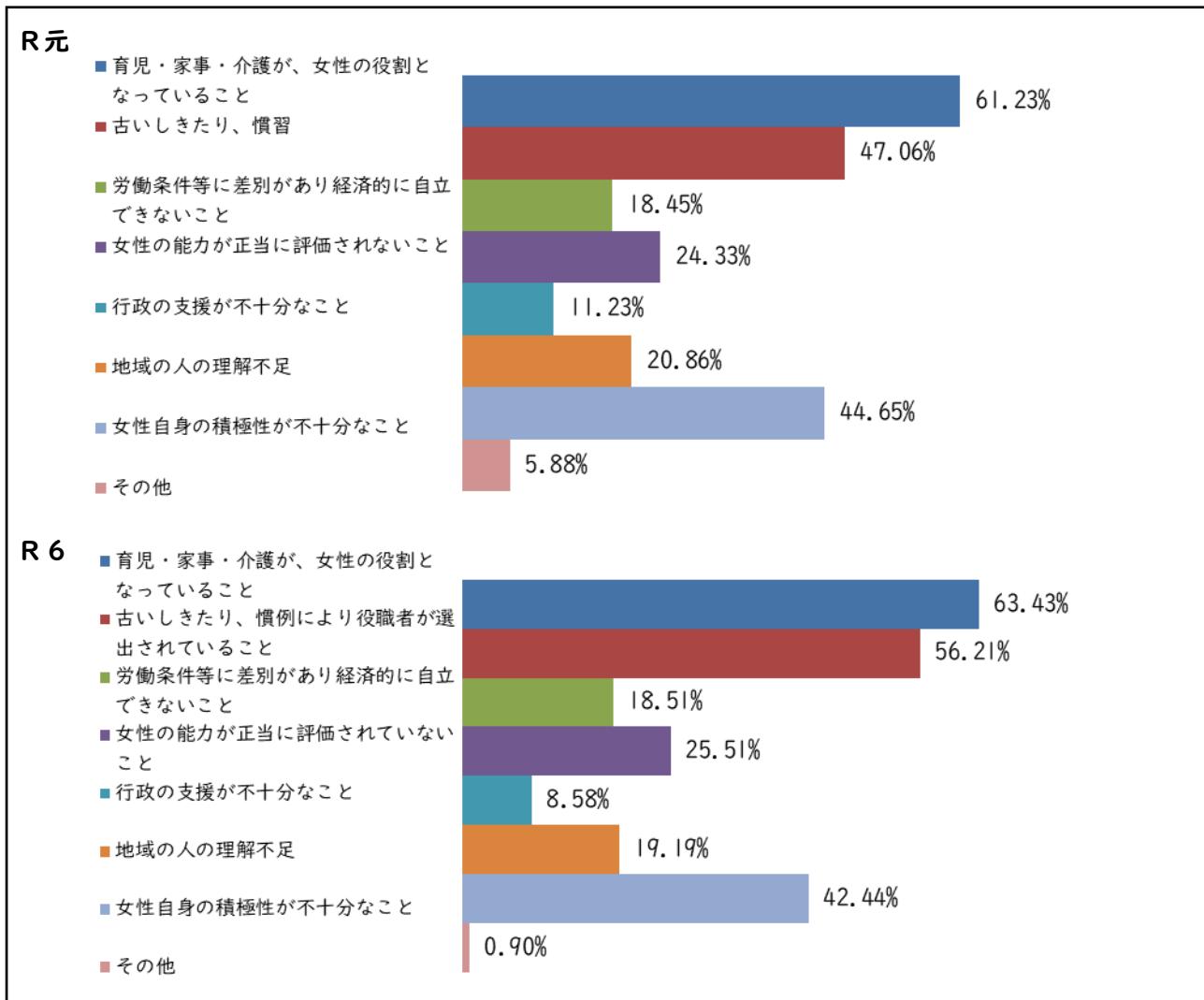


■もっと女性が参加すべき
■なりたい人がなれば良い

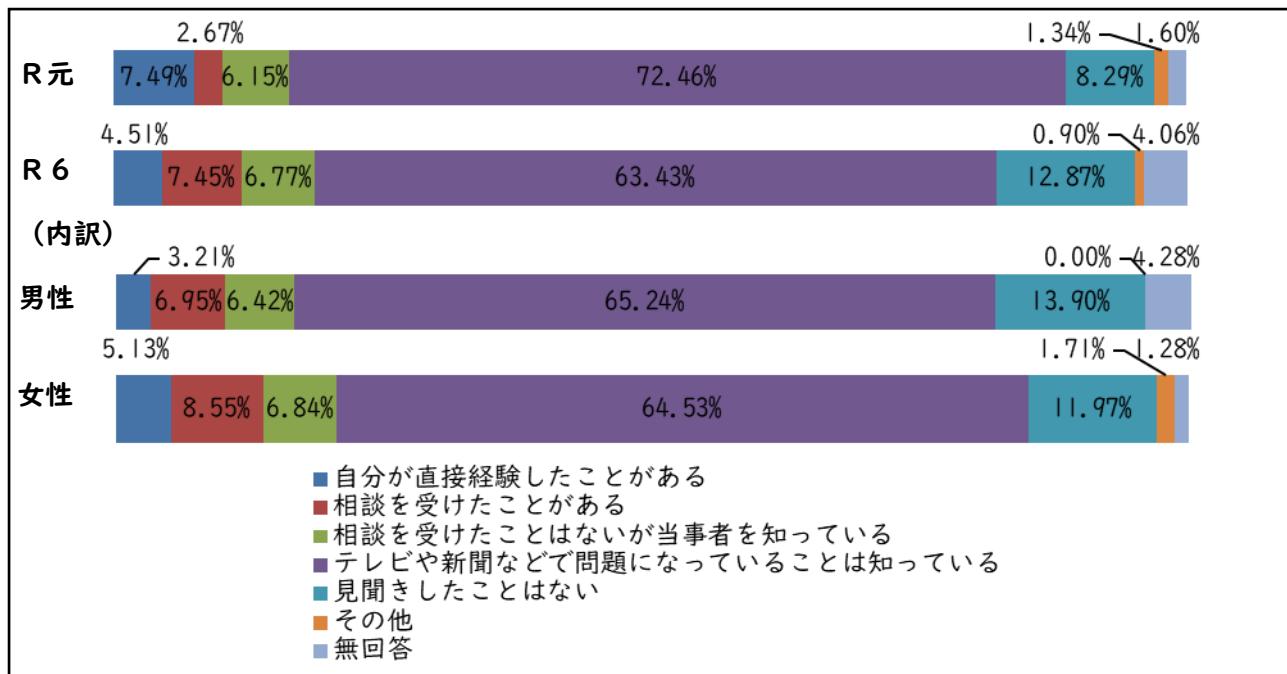
■もっと男性が参加すべき
■わからない

■このままで良い
■無回答

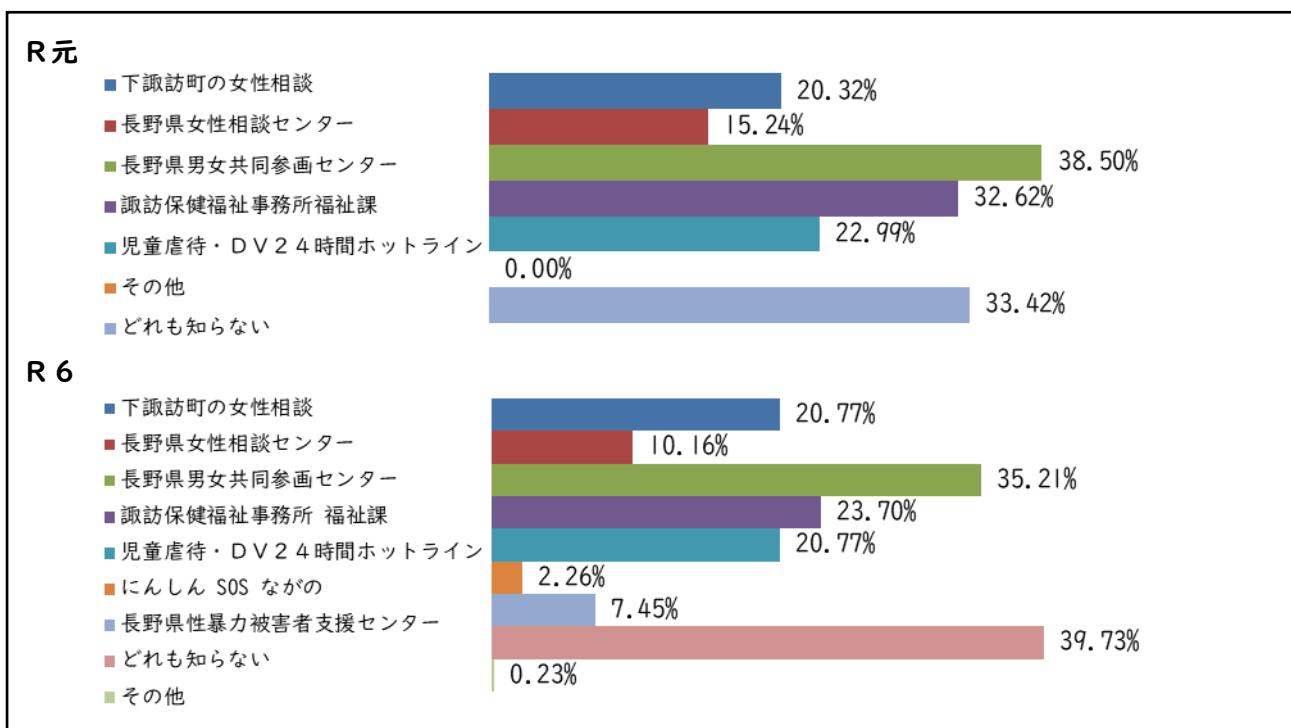
● 社会活動や役職者に女性の割合が低い原因はどのようなことだとお考えですか？
 (3つまで選択可)



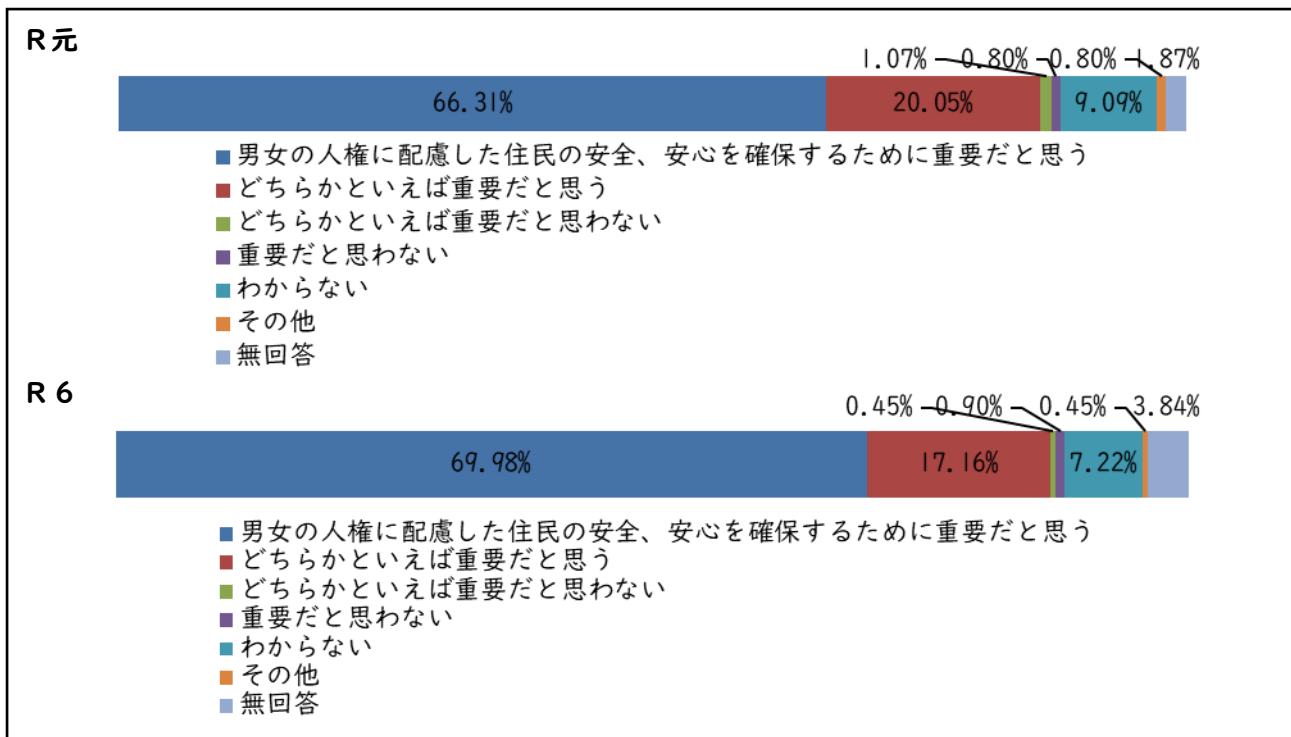
- 「ドメスティック・バイオレンス（DV）」配偶者や恋人など親密な関係の相手からの暴力について経験したり、見聞きしたりしたことはありますか？



- 行政機関による相談窓口はご存じですか？（複数選択可）



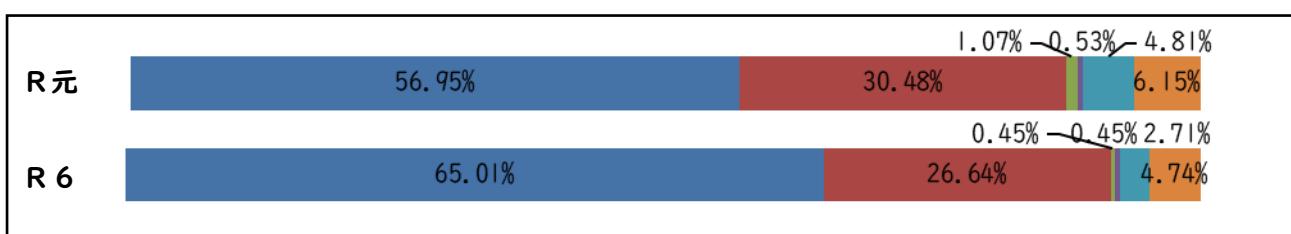
- 日頃の防災や災害対策本部・避難所の運営、復旧・復興等における男女共同参画、意思決定の場への女性の参画について、どのようにお考えですか？



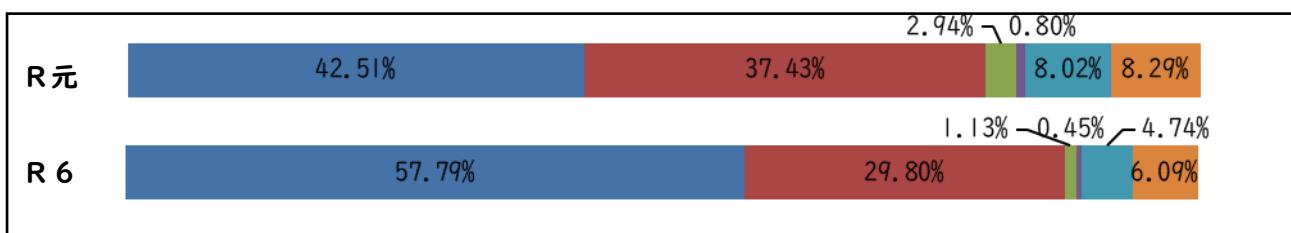
- 防災・災害復興対策において、男女共同参画の視点からどのような取り組みが必要であるとお考えですか？



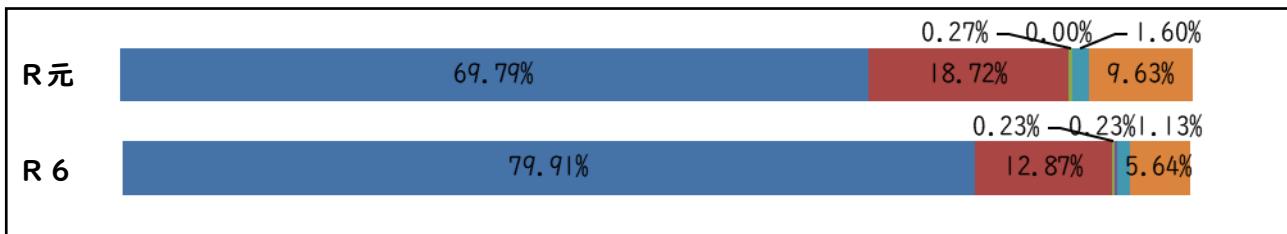
①防災計画策定や防災会議に女性が参画すること



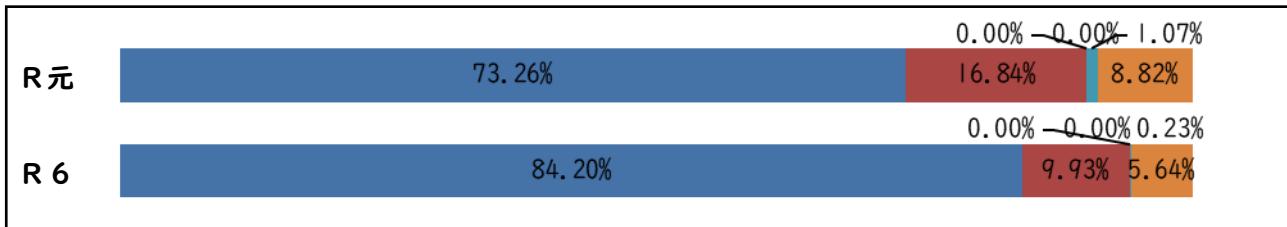
②対策本部に女性が配置されること



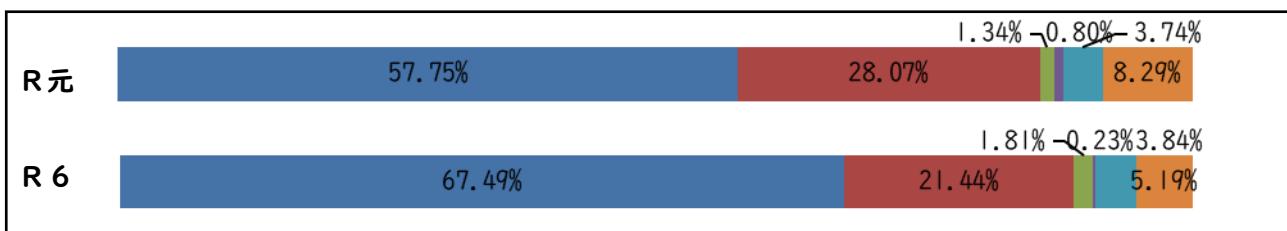
③災害時の救援医療体制の充実医療体制・妊産婦など



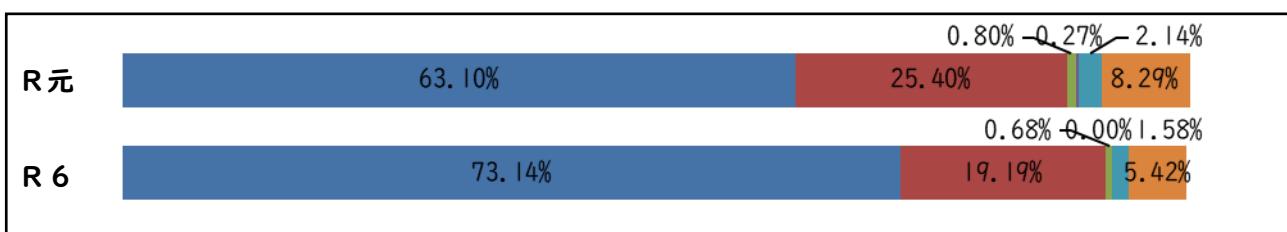
④避難所設備の充実男女別トイレ・更衣室・防犯対策など



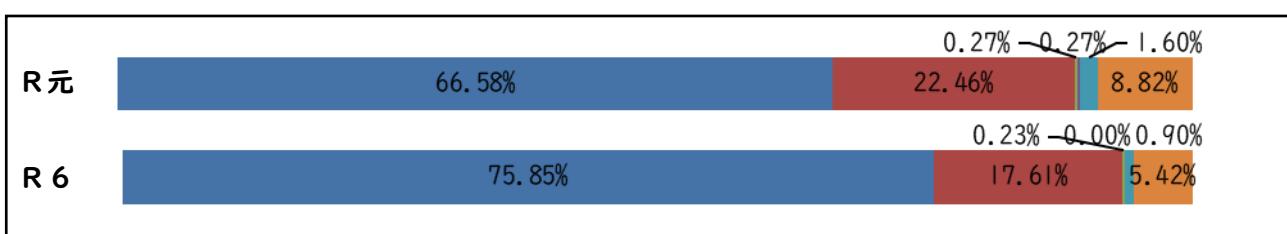
⑤避難所運営責任者に男女がともに配置されること



⑥必要な備蓄品の把握や支給する際の配慮



⑦被災者に対する相談体制の充実



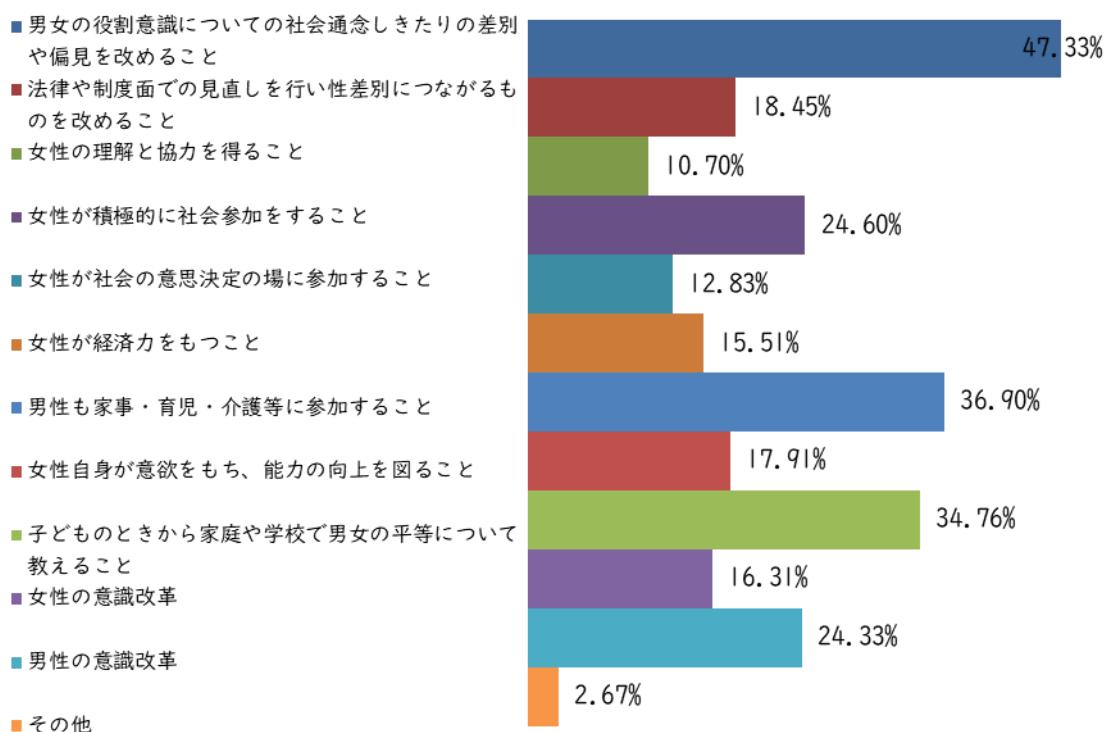
⑧仮設住宅の設置や生活再建支援への配慮



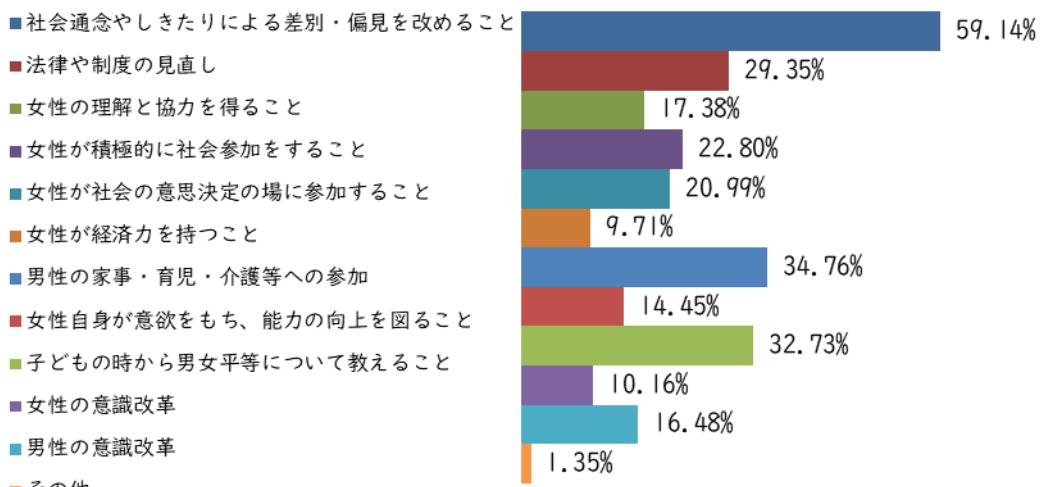
● 男女共同参画の社会づくりのために大切な事は大切だとお考えですか？

(3つまで選択可)

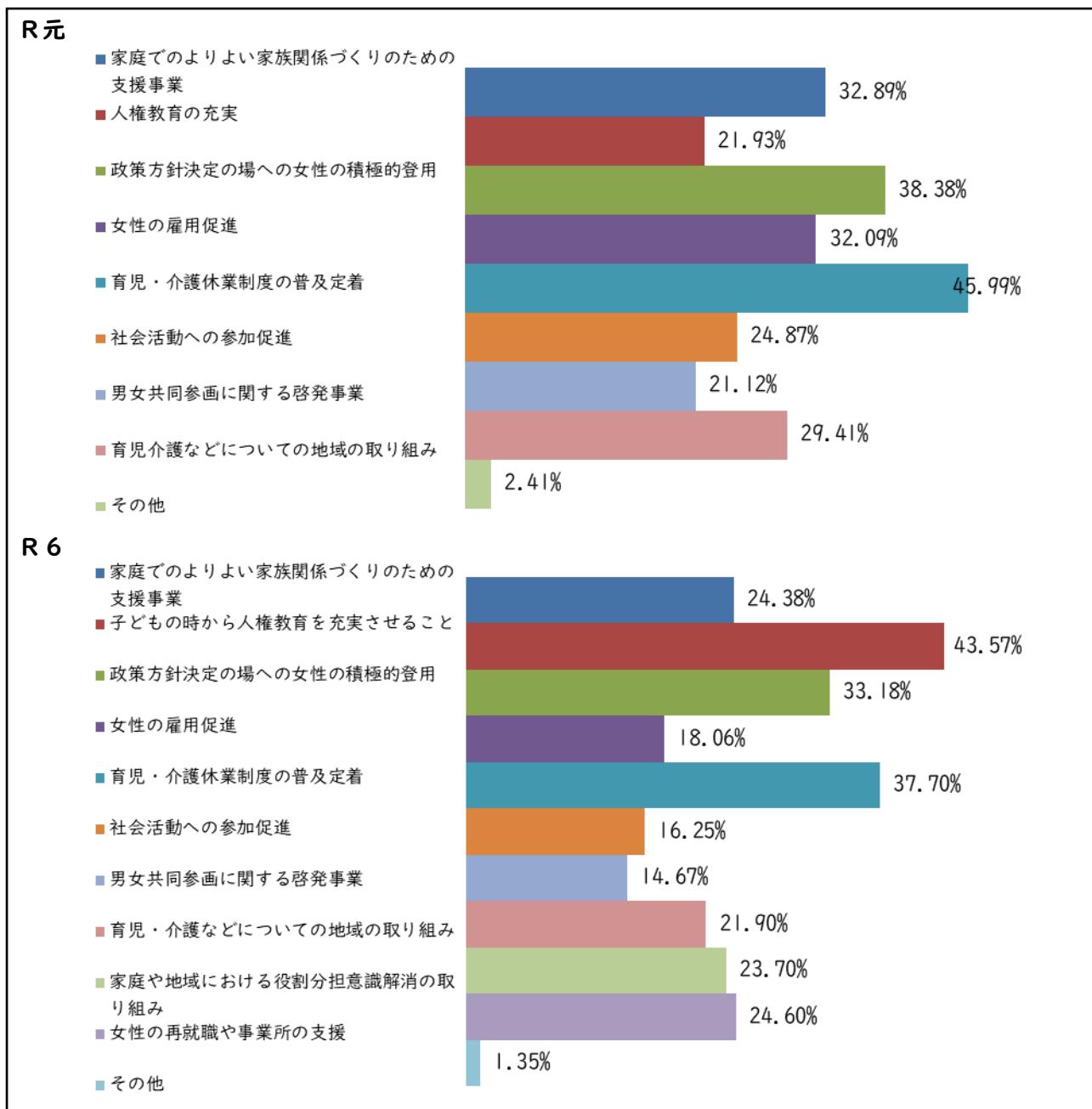
R元



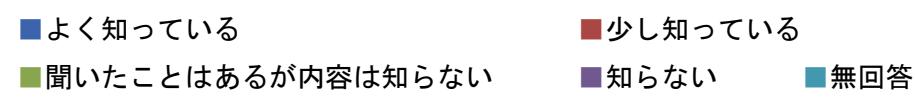
R 6



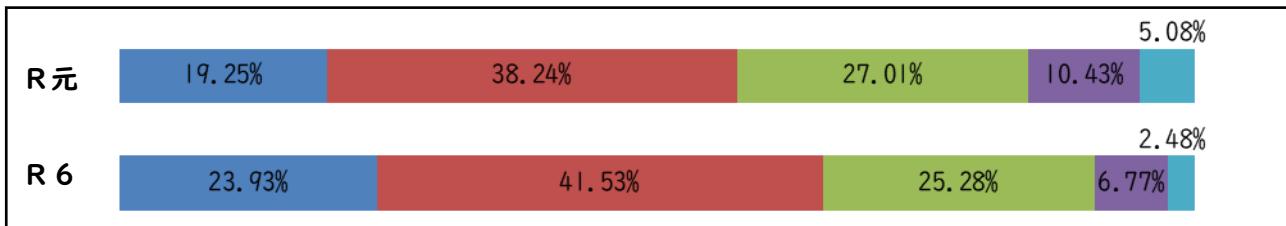
- 男女共同参画社会推進のためにどんなことを施策として取り入れたらよいとお考えですか？
(3つまで選択可)



● 次の言葉についてご存じですか？

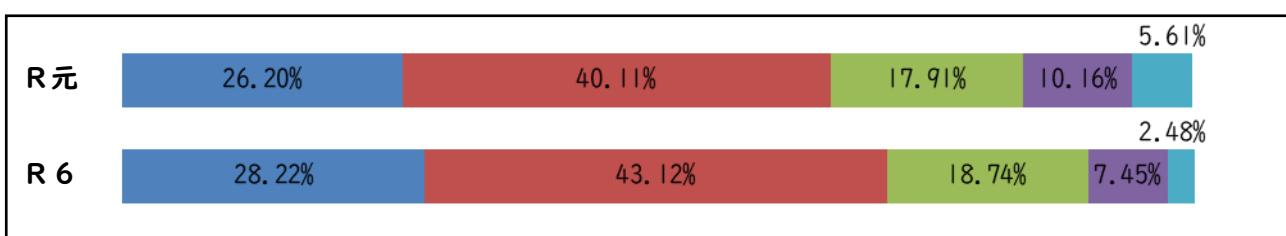


①男女共同参画社会



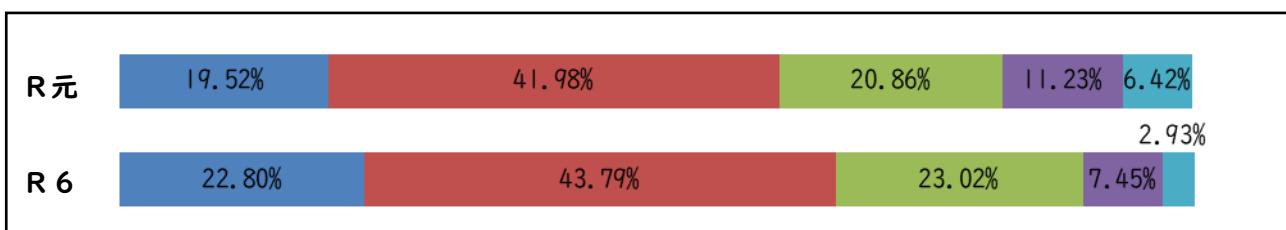
→男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野に参画する機会が確保される社会

②男女雇用機会均等法



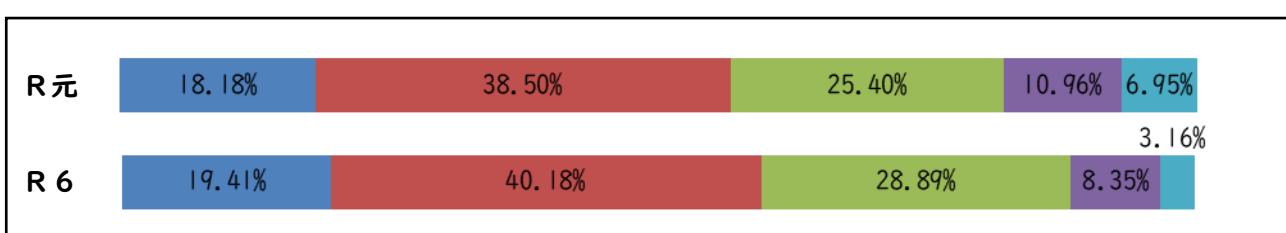
→雇用の分野で男女の均等な取り扱いについての規定

③育児・介護休業法



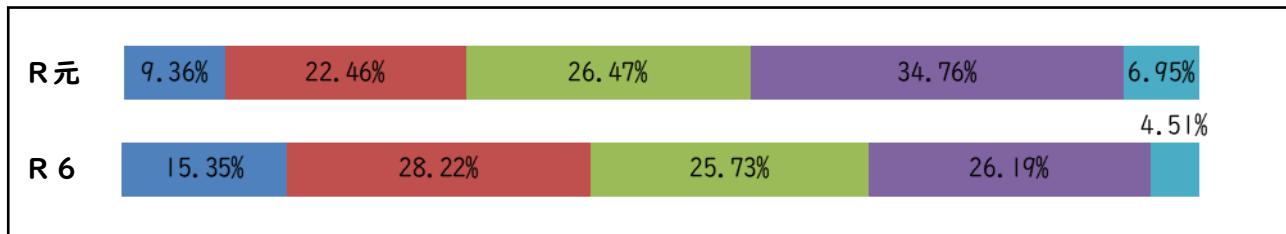
→育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律

④配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 D V 防止法



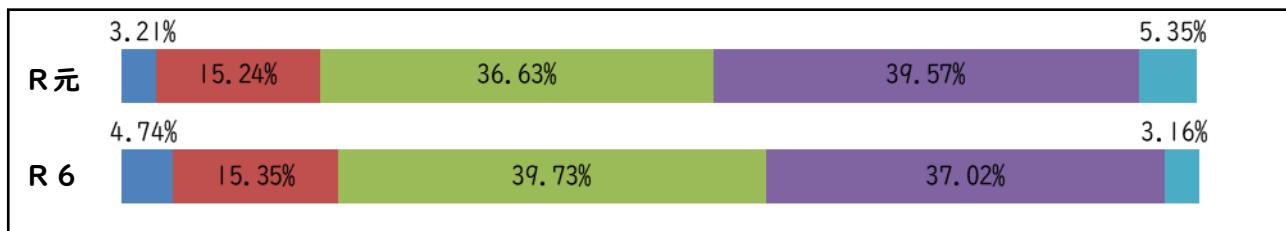
→配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る法律

⑤ワーク・ライフ・バランス仕事と生活の調和



→仕事と生活の調和

⑥下諏訪町男女共同参画社会いきいき社会づくり条例



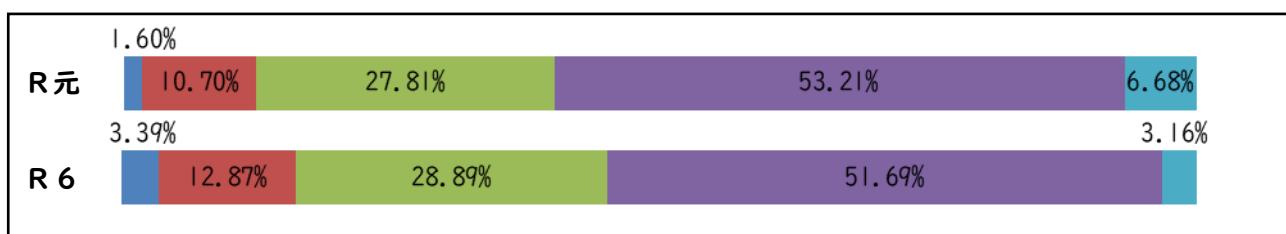
→男

⑦長野県「社員の子育て応援宣言」



→企業のトップの方から従業員の仕事と家庭が両立できる職場環境づくりの取組を宣言していただく制度

⑧女性の職業生活における活躍の推進に関する法律女性活躍推進法



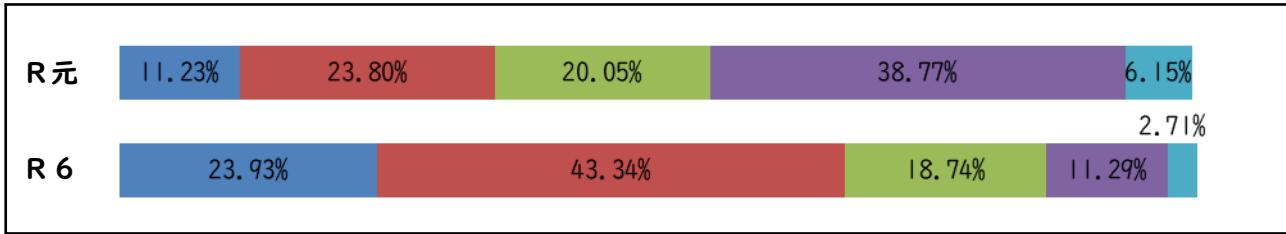
→男女の人権が尊重され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする法律

⑨イクボス・温かボス宣言



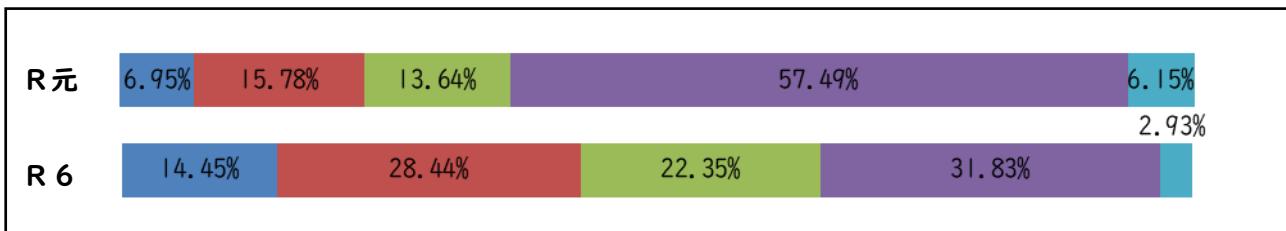
→管理職等が従業員や部下の仕事と子育て・介護の両立支援を推進する取組

⑩ジェンダー



→社会的・文化的に作られた性差

⑪デートDV



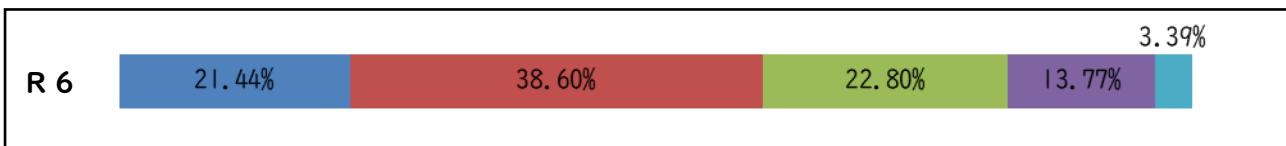
→交際相手から受ける身体的・精神的な暴力

⑫ポジティブ・アクション **※R6新規**



→男女労働者の中に生じている差を解消しようとする自主的かつ積極的な取組

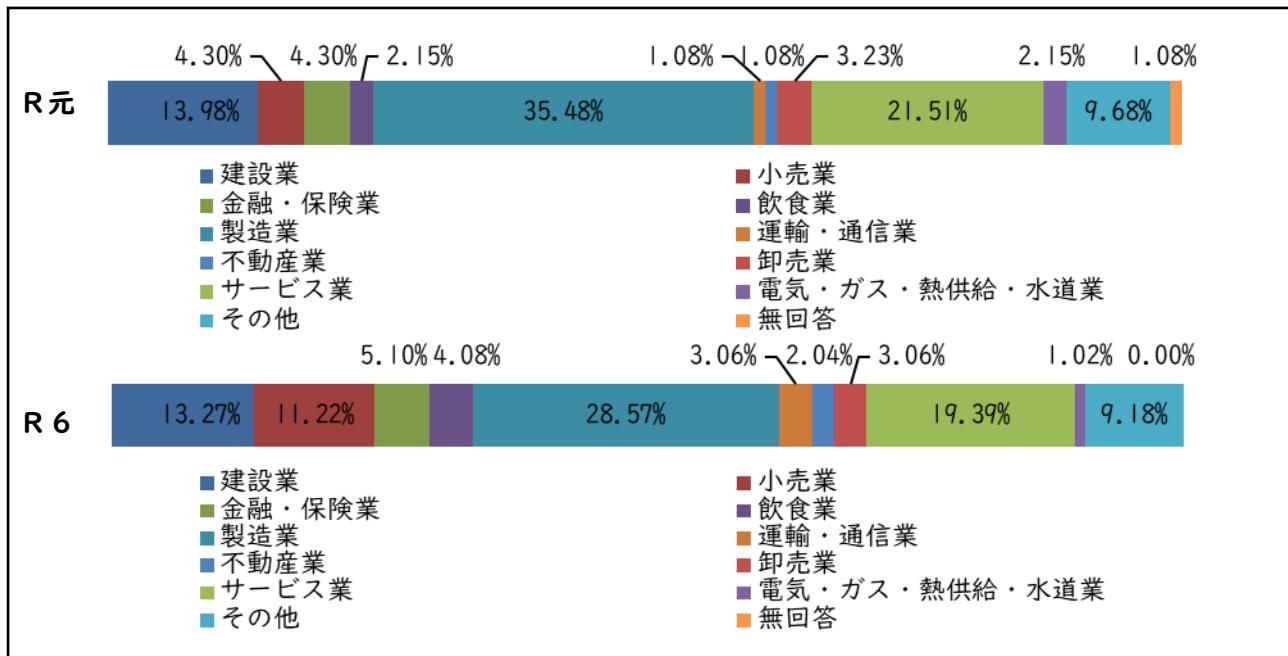
⑬性的マイノリティ、LGBTQ **※R6新規**



→同性等に恋愛感情を持つ方、自分の性に違和感がある方等

②法人事業所

● 業種

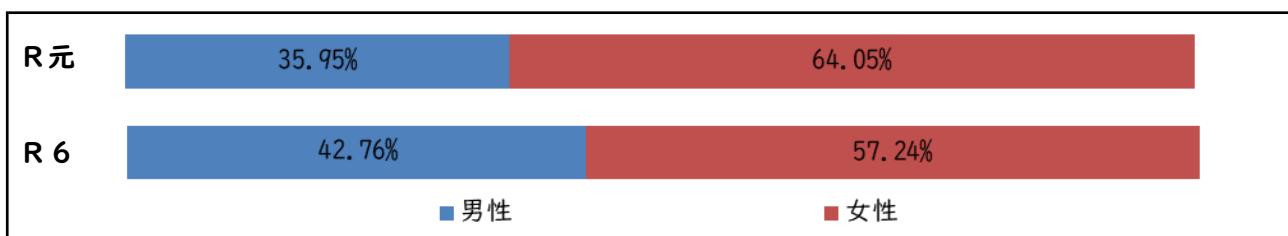


● 令和6年4月1日現在の従業員数を教えてください。

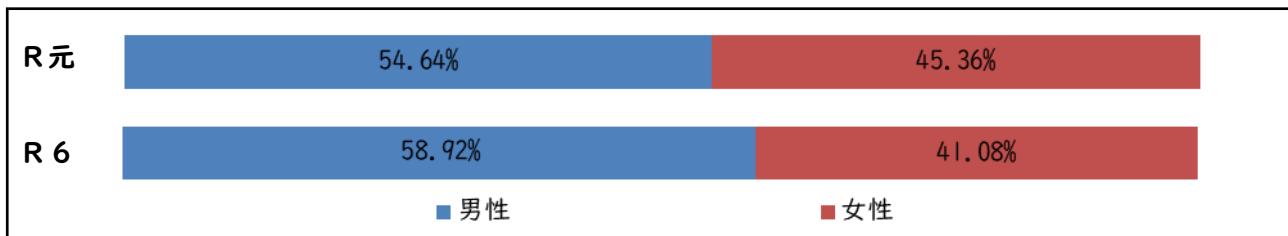
○正社員



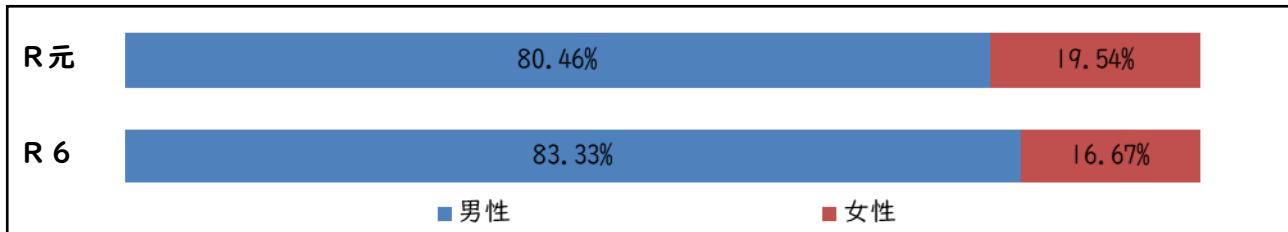
○他の社員



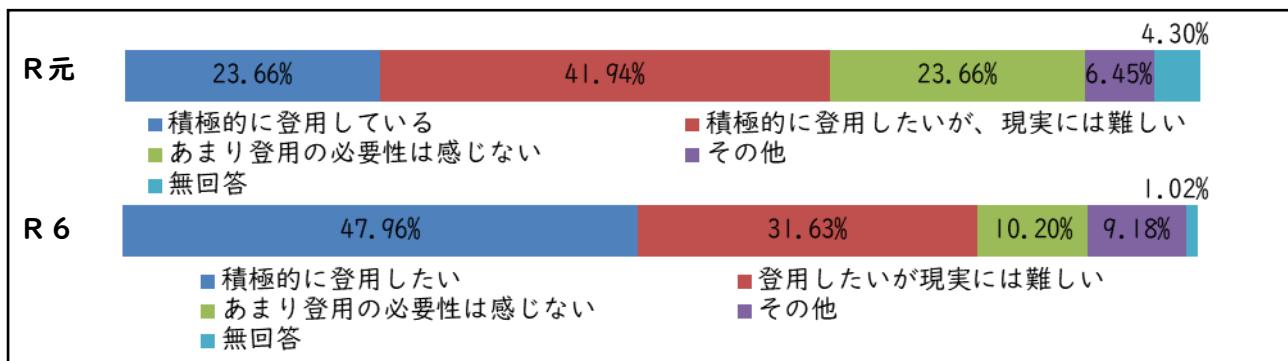
○全体



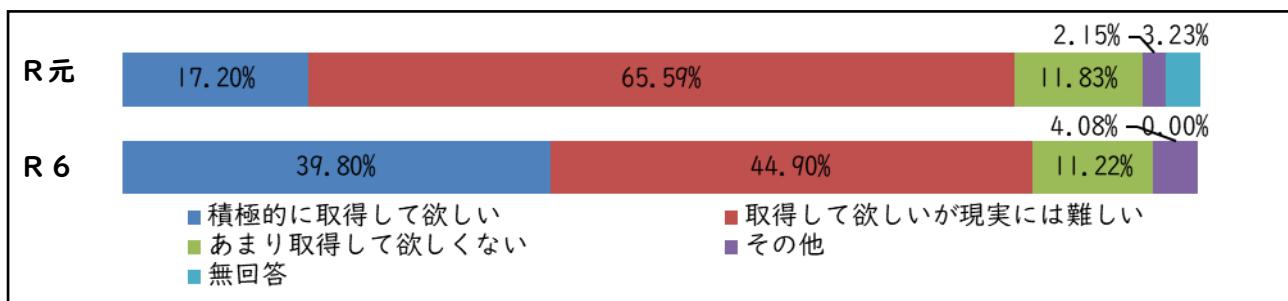
● 令和6年4月1日現在の管理職の人数を教えてください。



● 女性の管理職登用についてどうお考えですか？

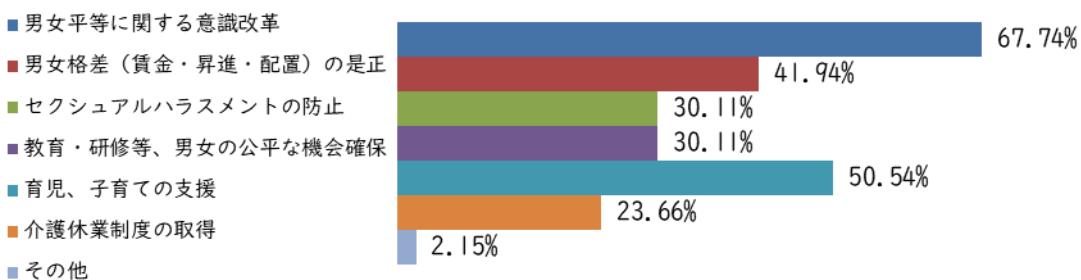


● 男性従業員が育児・介護休業を取得することについてどうお考えですか？

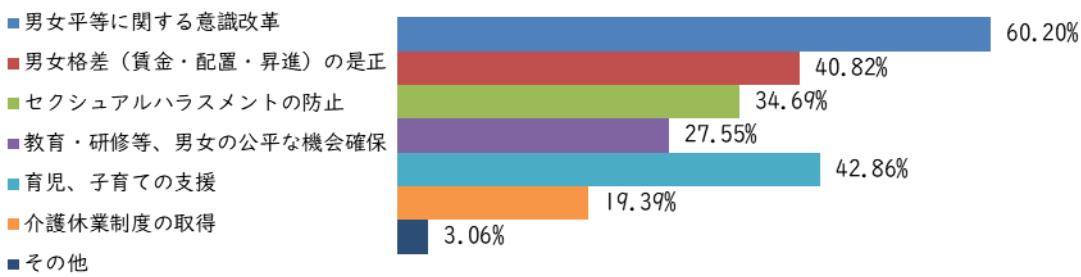


● 男女とも働きやすい職場をつくるために特に必要なことはどんなことだと思いますか？
(3つまで選択可)

R元

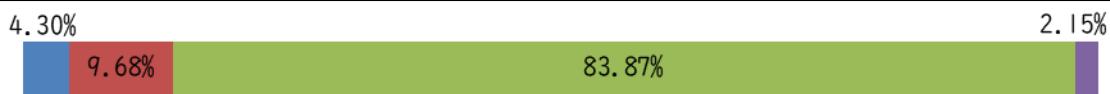


R 6



● あなたの事業所では、男女共同参画に関する研修等を行っていますか？

R元

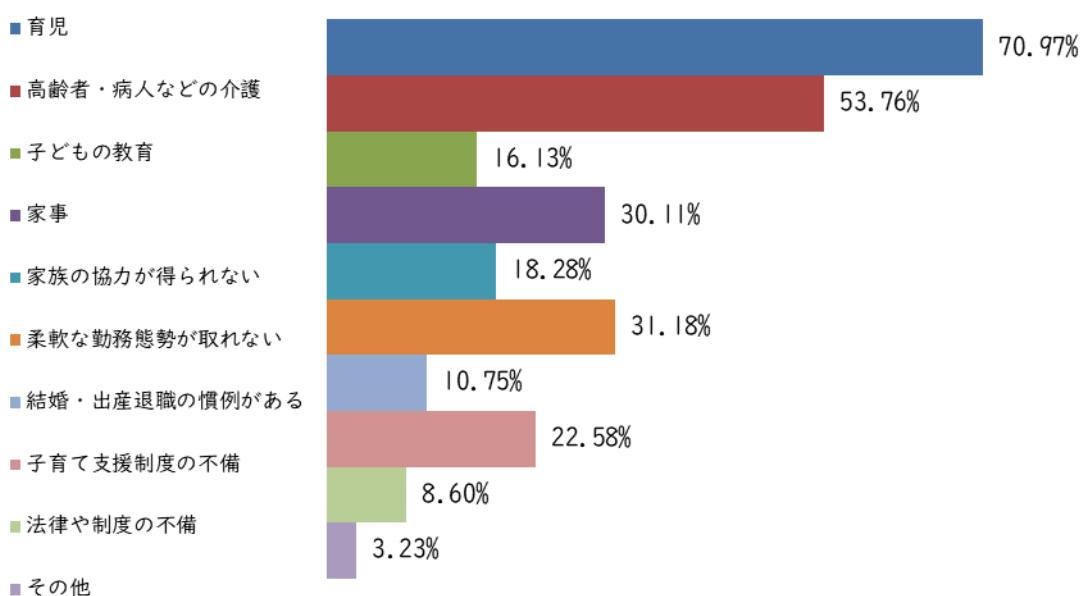


R 6

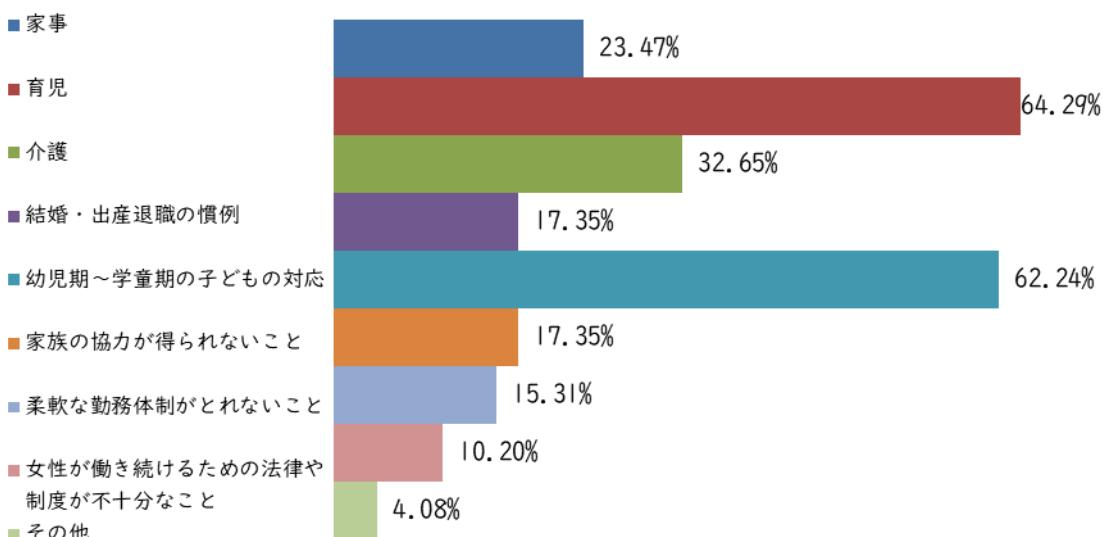


● 女性が働き続ける妨げとなっていることはどんなんことだと思われますか？（3つまで選択可）

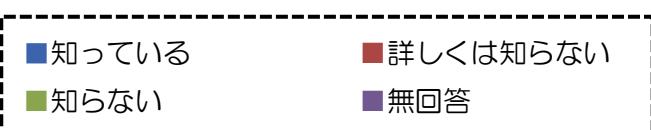
R元



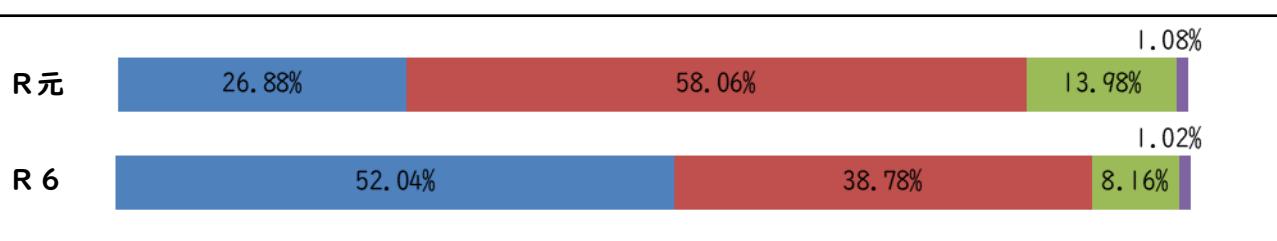
R 6



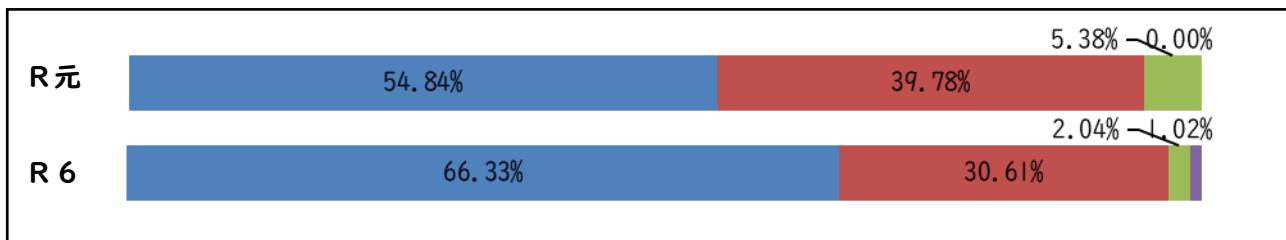
● 次の法律・言葉についてご存知ですか？



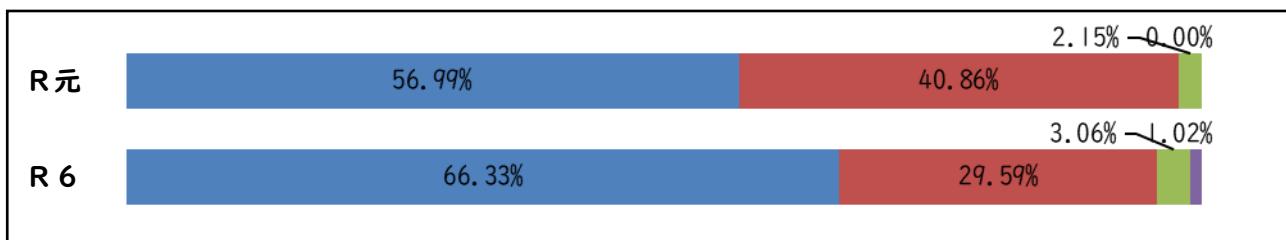
①男女共同参画基本法



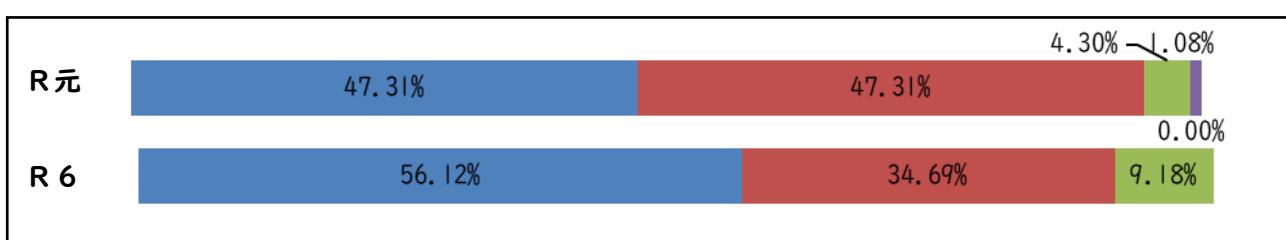
②男女雇用機会均等法



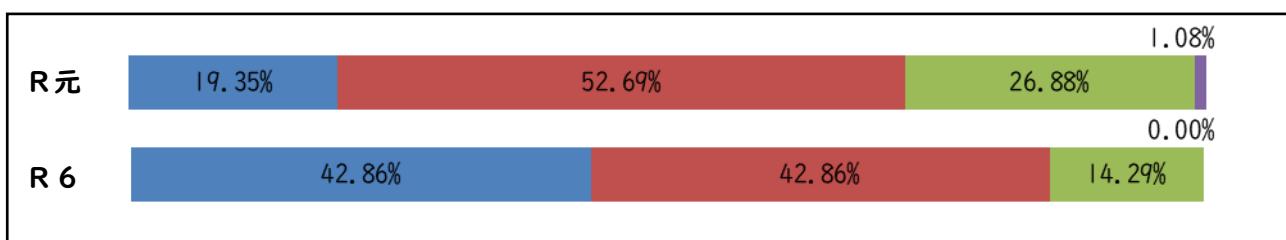
③育児・介護休業法



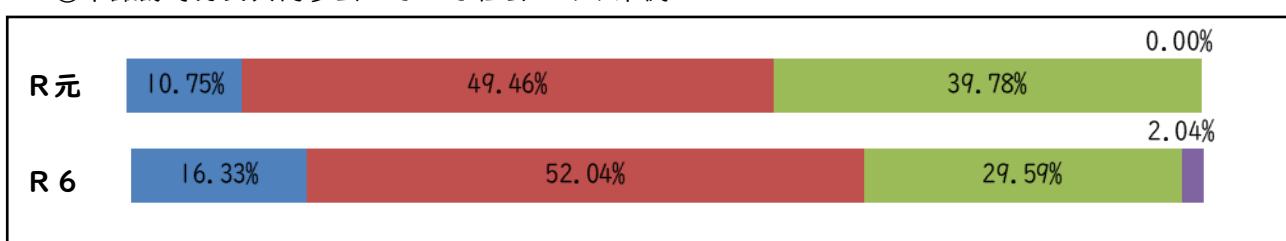
④パートタイム労働法



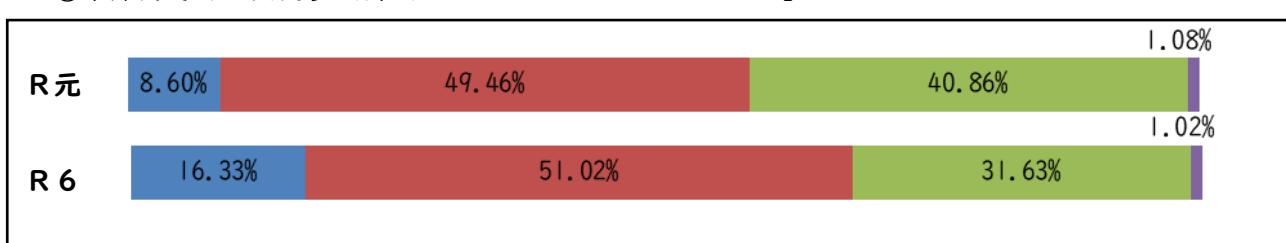
⑤ワーク・ライフ・バランス仕事と生活の調和



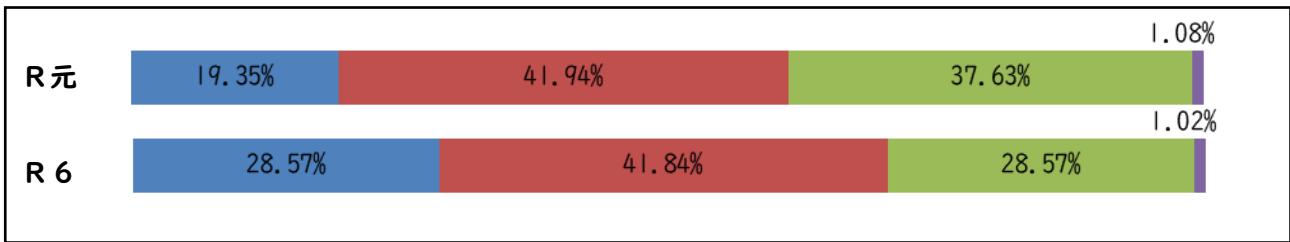
⑥下諏訪町男女共同参画いきいき社会づくり条例



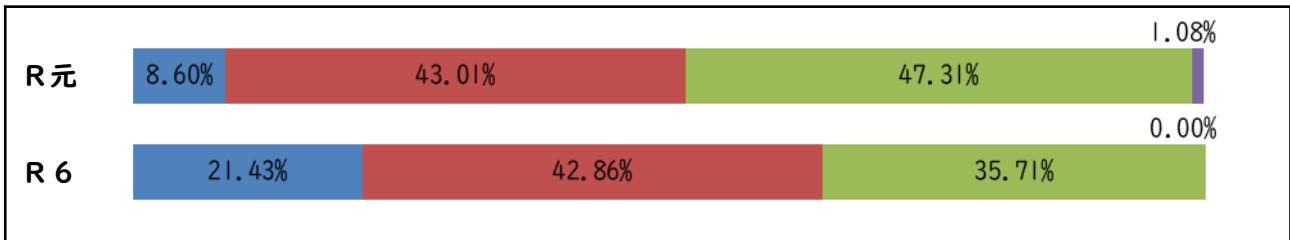
⑦下諏訪町男女共同参画計画「いきいきパートナーシップ」



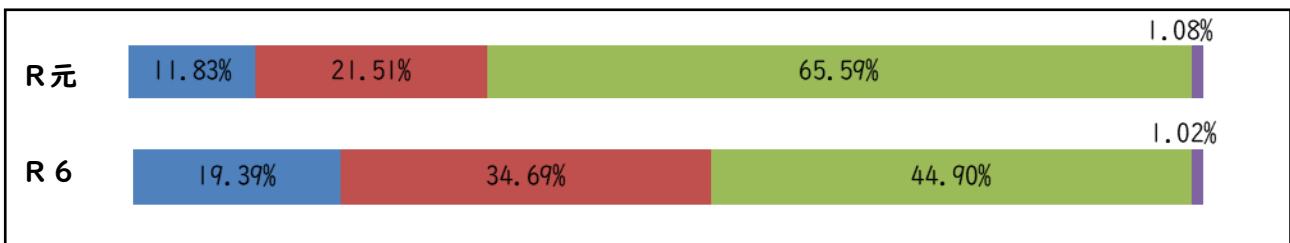
⑧長野県「社員の子育て応援宣言」



⑨女性の職業生活における活躍の推進に関する法律女性活躍推進法



⑩イクボス・温かボス宣言



◆◆◆計画づくりに携わっていただいた皆様◆◆◆

●下諏訪町男女共同参画審議会

役 職	氏 名
会 長	
副 会 長	
委 員	
委 員	
委 員	
委 員	
委 員	
委 員	

●しもすわ男女共同参画推進委員会

役 職	氏 名	所 属 等	役 職	氏 名	所 属 等
委 員 長			委 員		
副委員長			委 員		
委 員			委 員		
委 員			委 員		
委 員			委 員		
委 員			委 員		
委 員			委 員		
委 員			委 員		
委 員			委 員		
委 員			委 員		
委 員			委 員		
委 員			委 員		
委 員			委 員		



令和8年4月発行

編集発行：長野県下諏訪町総務課

〒393-8501

長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8

TEL 0266-27-1111

FAX 0266-28-1070

H P <https://www.town.shimosuwa.lg.jp>